

第3章 復興へ向けた条件整備

1 復興に関連する応急対策

- (1) 被災状況等の把握
 - ア 応急対応のための被害調査
 - イ 二次的被害の拡大防止に関する調査
 - ウ 法制度の適用に関する調査
 - エ すまいと暮らしの再建に関する調査
- (2) 災害廃棄物等の処理
 - ア 被災家屋の解体・堆積物の撤去
 - イ 災害廃棄物等の処理

2 計画的復興へ向けた条件整備

- (1) 復興体制の整備
 - ア 震災復興本部等の設置・運営
- (2) 復興計画の策定
 - ア 復興方針の策定
 - イ 復興計画の策定及び進行管理
- (3) 広報・相談対応の実施
 - ア 広報
 - イ 相談・各種申請の受付
- (4) 金融・財政面の措置
 - ア 金融・財政面の緊急措置
 - イ 復興財源の確保

第3章では、「復興へ向けた条件整備」として、被災後に実施すべき事項や手順等を取りまとめるとともに、被災イメージや被災後の需要予測からバックキャストの発想に基づき、事前に取り組んでおくべき事項（事前復興の取組）を「準備する事前復興」、「実践する事前復興」に分類し取りまとめ、各項目毎にシートに記載しています。

なお、各項目については、次のとおりです。

1 「復興に関連する応急対策」

まず、「被災状況等の把握」として、人的被害の把握、建築物被害の概要調査など「応急対応のための被害調査」や被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定など「二次的被害の拡大防止に関する調査」、また、災害救助法、被災者生活再建支援法など「法制度の適用に関する調査」や住家の被害認定調査、被災者生活実態調査など「すまいと暮らしの再建に関する調査」について記載しています。

次に、「災害廃棄物等の処理」として、被災家屋の公費解体やアスベスト対策など「被災家屋の解体・堆積物の撤去」や災害廃棄物発生量の推計や仮置場の確保など「災害廃棄物等の処理」について記載しています。

2 「計画的復興へ向けた条件整備」

まず、復興対策を計画的かつ円滑に実施していくための「復興体制の整備」や「復興計画の策定」について記載しています。

次に、復興に関する方針や施策等を分かりやすく速やかに住民等に広報するとともに、被災者からの相談にワンストップで応じるための「広報・相談対応」、また、各種融資制度の拡充・創設や予算編成などの「金融・財政面の措置」を記載しています。

また、各項目毎のシートの構成及び内容については、次のとおりです。

1 「趣旨・概要」

当該項目の趣旨や概要を記載しています。

2 「実施時期」

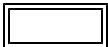
当該項目の実施時期（始期・終期）を記載しています。

3 「関係部局」

県における関係部局を記載しています。

4 「項目・手順等」

被災後の復旧・復興に係る業務の項目や手順等を記載しています。

また、各詳細項目の下に、事前に取り組んでおくべき事項（事前復興の取組）の例を  の中に、【準備する事前復興】、【実践する事前復興】に分類し記載しています。

なお、この「項目・手順等」では、基本的に主語が県のみの場合は、主語を記載していません。県以外が主語の場合や主語が複数の場合は、主語を記載しています。

5 「市町村に期待する取組」

市町村においても、「項目・手順等」を参考に、被災後の取組はもとより、平時における事前の準備や実践である事前復興の取組の議論が進むことを想定していますが、ここでは、「項目・手順等」以外の事項で、特に市町村に期待する取組を記載しています。

なお、この「市町村に期待する取組」では、基本的に主語が市町村のみの場合は、主語を記載していません。市町村以外が主語の場合や主語が複数の場合は、主語を記載しています。

6 「事業者等に期待する取組」

住民、地域コミュニティ、事業者・事業団体、専門職団体等、医療・福祉に係る事業者・団体等の各復興の主体においても、「項目・手順等」を参考に、被災後の取組はもとより、平時における事前の準備や実践である事前復興の取組の議論が進むことを期待していますが、ここでは、「項目・手順等」以外の事項で、特に事業者等に期待する取組を記載しています。

7 「その他（特記事項，留意点）」

その他、当該項目の特記事項，留意点を記載しています。

8 「関連する法令，計画，資料等」

当該項目に関連する法令，計画，資料等を記載しています。

(1) 被災状況等の把握 ア 応急対応のための被害調査

【3-1-(1)-ア】

趣旨・概要

○被災者、遺族の生活支援や都市基盤施設等の早期復旧や二次災害防止などに向け、被災地域の概要を把握する。

実施時期

被災直後～被災後2か月

関係部局

危機管理部，県民環境部，農林水産部，県土整備部，監察局，企業局，警察本部

項目・手順等

(ア) 人的被害の把握（危機，監察，警察）

○人的被害の調査は，次の2つの目的で実施する。

- ・災害弔慰金・災害障害見舞金支給，義援金配分の実施などの被災者・遺族の生活支援
- ・人的被害の発生要因の把握・分析と復旧・復興対策への反映

a 人的被害の把握

- 市町村は，警察，消防，医療など関係機関からの情報や，役所への死亡届の提出，火葬・埋葬許可証の申請などを通じて，人的被害を正確に把握する。さらに被災者遺族からの災害弔慰金の申し出の情報などと併せて，正確に情報を管理する。
- 遺体について，警察は，医師の応援協力を得つつ，遅滞なく検視を行う。また，火葬手続で混乱を生じないように，警察，医師，自治体間で連携を図る。

b 身元不明遺体・行方不明者への対処

- 身元不明遺体について，警察は，歯科医師等の協力を得て，身元確認調査を行う。身元確認ができない場合，市町村は遺骨・遺留品を保管する。
- 行方不明者については，警察で相談受理体制を構築し，届出を受けて調査を行う。なお，「災害弔慰金の支給等に関する法律」第4条において，「災害の際現にその場にいあわせた者につき，当該災害のやんだ後3月間その生死が分からない場合には，災害弔慰金に関する規定の適用については，当該災害によって死亡したものと推定する。」と規定されている。

【準備する事前復興】

- 市町村と連携し，行方不明者に関する情報共有・情報公開の全国統一基準について，あらかじめ検討しておく。（危機，監察）

【実践する事前復興】

- 連携強化と対応能力の向上を目的として、医師会及び歯科医師会と合同で南海トラフ巨大地震等の大地震発生時を想定した災害時遺体対応訓練を事前に実施しておく。
(警察)

(イ) 建築物被害の概要調査（危機、県土）

a 被害の調査

- 市町村は、次のとおり調査を実施する。
 - ・発災後数日以内には建築物被害の概要調査を実施し、被害状況を把握する。
 - ・現地調査における被害程度の判定は外観目視による簡便なものでよく、完全に倒壊しているもの、柱・軸組が相当ずれているものなど全壊相当被害の概要を把握する。
 - ・災害対策本部等に報告される被害情報等から建物被害情報を収集し、市町村全域における被害の発生している地区を把握する。
 - ・被災建築物応急危険度判定調査（被災後10日間を目安に完了）の結果等を活用できる場合は、より詳細な被害情報の把握を行う。
 - ・災害対策本部等へ詳細な被害情報が報告されていない地区や被災建築物応急危険度判定調査等が行われていない地区等については、必要に応じて補足的に現地調査を実施する。
- 市町村は、市街地において、第一次建築制限実施を検討するに当たり、被災後1週間以内に、判断材料となる建物被害概況調査（第一次調査）を取りまとめる。
- ※上記の被災建築物応急危険度判定調査結果等を活用し街区単位(街路に囲まれた一区画)で取りまとめる。
- 市町村が被災状況や人員体制等により、単独で現地調査ができない場合、県は調査を支援する。

b 被害の報告等

- 市町村は、調査結果を迅速に集計し、街区単位での被害率の図化、地区別及び全体での全壊相当の建築物被害数の集計を行い、随時、県に報告する。
- 県は、これらを取りまとめ、関連する主務官庁に報告する。また、収集、整理した被害情報について当該市町村へ報告する。

■参考：その他の建物調査

- 被災後実施されるその他の各種建物調査については、次のとおり。

調査名	目的	判定方法	頁番号
被災建築物 応急危険度判定	地震後の被災建築物の余震等による倒壊の危険性、及び落下物の危険性等を判定し、その建物等と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めることにより、二次的災害を防止すること	当面の使用の可否	20
被災度区分判定	地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体などの損傷状況を調査することにより、その被災の程度を軽微、小破、中破、大破などと区分するとともに、地震動の強さを考慮し、復旧の要否とその程度を判定に資すること	継続使用のための復旧の要否	21
住家被害認定調査	被災者からの申請を受けて、遅延無く、住家の被害の状況を調査し、住家に係る罹災証明書を交付すること	住家の損害又は損壊割合	30

【準備する事前復興】

- 市町村は、県と連携し、被災建築物応急危険度判定士を事前に育成しておく。(県土)

(ウ) 社会基盤施設被害の概要調査（危機，県環，県土，企業）

○道路，橋梁，河川・海岸施設，港湾，上下水道，鉄道，通信，電力，都市ガス，廃棄物処理施設等の各施設管理者・事業者は，被害の概要を迅速に調査し，応急復旧や二次災害防止のための措置及び各種応急対応の資料として活用する。

a 被害の調査

○各施設管理者・事業者は，それぞれが所管する施設の被害概要の調査を実施する。
○被害程度の判定は外観目視により，当該被害による利用の可否，復旧の難易度，緊急措置や機能代替措置の必要性を判断することに重点を置く。

b 被害の報告等

○各施設管理者・事業者は，把握した被害の概要を随時，県及び市町村に報告する。県はこれを取りまとめ，それぞれの主務官庁に報告する。
○県及び市町村は，関係機関との情報共有体制を活用して，復旧順位や代替方策を検討する。また，住民等への適切な情報提供を行う。

【準備する事前復興】

○各施設管理者は，事前にそれぞれが所管する施設台帳の整備や長寿命化計画を更新するとともに，占用・使用状況を随時確認しておく。（県土，企業）
○各施設管理者・事業者は，迅速な被災調査に向け，平時から監視・パトロールを行い，施設の現況を把握しておく。（県土，企業）
○県及び市町村は，被害の調査結果について，関係機関が情報共有できる体制をあらかじめ構築しておく。（県土，企業）
○事前に災害時支援連絡会議など他の地方公共団体との相互応援体制を構築しておく。（県土，企業）
○あらかじめ民間企業との災害協定を締結しておく。（県土，企業）
○水道部局との共同調査など他部局との協力体制を事前に構築しておく。（県土）
○災害発生後に，市町村及び廃棄物処理事業者が有する処理施設の被災状況を把握できるよう連絡体制をあらかじめ構築しておく。（県環）

【実践する事前復興】

○被害状況の把握や応急復旧に向けた連絡体制の構築，又は二次災害防止のため，平時から関係機関や施設利用者が参加する図上訓練を定期的に開催し，実行性の向上を図っておく。（県土，企業）

(エ) 利用可能用地の把握（危機，県環，県土）

○各種の応急対応や復旧作業の基地，応急仮設住宅の建設地，ゴミ・がれき処分のための仮置き場などのために，利用可能な用地の確保は発災後の最重要課題の一つとなる。県及び市町村は，公有地はもとより，民間所有地についても利用可能な用地を調査し，確保する。
○用地は，様々な目的において利用される可能性があるため，関係部局，各事業者等との調整を図ることが重要である。

a 現地調査

○土地利用現況図，住宅地図などを参考に，利用可能用地を抽出し，現地調査を行う。
○ハザードマップや道路等の取り付けなど利用条件に適した用地であれば，即座に所有者を調べ，利用に関する調整を行う。

○各部局，各事業者が利用している用地についても情報提供を求め，利用に係る諸条件や利用予定期間を把握する。

b 情報の共有・活用

○各部局，各事業者等との情報交換，協議を継続的に行い，用地の効率的な利用について調整する。

c 所有者不明土地への対応

○県及び市町村は，利用可能用地の所有者が明らかでない場合には，「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき，家庭裁判所に対し，不在者の財産の管理人の選定等又は相続財産の管理人の選任の請求をすることができるため，積極的に同法を活用する。

○土地収用法による事業認定を受けた事業等について，同法第27条に基づき，所有者不明土地を公共事業に使用するときは，知事が，収用委員会に代わって裁定を行う。

【準備する事前復興】

○市町村は，県と連携し，主体的に応急仮設住宅の建設地などの利用可能用地（適地）をあらかじめ抽出し，必要となる地籍情報を把握しておく。（危機，県土）

○県及び市町村は，民有地以外の利用可能用地（適地）については，管理者と利用の可否等の協議をあらかじめ行っておく。（危機，県土）

○県及び市町村は，ゴミ・がれき処分のための仮置き場に利用可能な用地について，事前に利用計画 （大型ダンプの走行等に十分な道路幅員の確保及び搬入進路等を含む） を策定しておく。（危機，県環）

○応急仮設住宅の適正配置や応急仮設住宅と災害公営住宅等の本設との関係整備の観点から，市町村は，利用可能地の利用方法をあらかじめ検討しておく。（危機，県土）

○所有者不明土地については，「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき，市町村は，不在者の財産の管理人等の選任の請求等に適切に取り組むとともに，県は，裁定による特定所有者不明土地の利用が円滑に実施できるよう，あらかじめ体制整備を行っておく。（危機，県土）

市町村に期待する取組

○関係機関に対し，速やかに調査結果と支援要請を伝達する。

○人的被害の把握においては，亡くなった方だけでなく，助かった方についても調査を行い，被災者台帳を活用した支援策の実施につなげる。なお，支援の実施に当たっては，県，NPO，士業ネットワーク等と連携を図る。

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○身元不明遺体の保管場所，管理方法等について，あらかじめ検討しておく。
（危機，警察）

○県，住民等の関係者と連携し，平時から地籍調査の推進に取り組んでおく。（農林）

○あらかじめ想定していた検視・遺体安置所の多くが使用できなくなることも想定されることから，被害想定を踏まえ，事前に長期間の使用が可能な検視・遺体安置所の確保を図っておく。（警察）

事業者等に期待する取組

- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他（特記事項、留意点）

- 発災後の速やかな人的被害の把握のためには、「災害対策基本法」第86条の15における安否情報の関係機関との共有化及び提供並びに行方不明者の氏名公表に関する基準等の策定を検討しておくことが重要である。県は、国に対し、全国統一の基準を策定するよう、政策提言している。
- 立入が難しい地域の被害調査に当たっては、航空機（航空写真）及びドローンの利用も想定する。
- 道路、鉄道、河川、海岸などの施設の被害調査については、ヘリコプターなどの利用に加え、初期においては宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携も有効である。
- 津波などで浸水被害が予想される場合には、各種情報や消防・水防団（消防団）情報を地図にプロットするなどして、被害発生地域を把握し、浸水地域及びその周辺を対象に、建築物被害の概要調査を実施する。
- 調査担当者には、被災者からの様々な質問や要請が寄せられることから、返答方法・想定問答を周知したり、各種問い合わせ窓口の一覧（医療、避難、物資、公益事業者、地方公共団体への相談などに関する情報リスト）を携帯させることが必要である。
- 「災害救助事務取扱要領」において、「応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定すること」と規定されている。
- 市町村は、当該市町村内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者のために作成する避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第49条の10）及び個別計画（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針）について、関係機関との共有を図るとともに、避難行動要支援者名簿記載の情報について、被災者台帳へ円滑に連携させる仕組みを構築しておくことが重要である。

関連する法令、計画、資料等

- 災害弔慰金の支給等に関する法律
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
- 災害対策基本法
- 津波被害からの復興まちづくりガイダンス（国土交通省）
- 復興まちづくり事前準備ガイドライン（国土交通省）
- 徳島県震災復興都市計画指針
- 災害救助事務取扱要領（内閣府）
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）

(1) 被災状況等の把握 イ 二次的被害の拡大防止に関する調査

【3-1-(1)-1】

趣旨・概要

- 次を目的として、関連調査を迅速に行い、二次的被害の拡大を防止する。
 - ・被害の拡大や二次的被害防止のために危険箇所を把握し、避難の指示・勧告、立入禁止措置など危険性の周知、警戒避難体制の整備を行う。
 - ・環境汚染、衛生状況の悪化による健康被害の発生を防止する。

実施時期

被災直後～被災後6か月

関係部局

危機管理部，県民環境部，保健福祉部，農林水産部，県土整備部，教育委員会，監察局

項目・手順等

(ア) 被災建築物応急危険度判定（県土，教育）

- 被災建築物応急危険度判定は，次のとおりである。
 - ・地震後の被災建築物の余震等による倒壊の危険性，及び落下物の危険性等を判定し，その建物等と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めることにより，二次的災害を防止する。
 - ・建物の使用に不安を持つ被害者に情報を提供することで，避難所などから被害者の帰宅を促進する。
 - ・地震災害を受けた建築物に適用するもので，その他の原因（台風等）によって被害を受けた建築物の危険度の判定については，原則として適用されない。
 - ・罹災証明書発行を行うための被害認定や被災建築物の恒久的使用の可否の判定などの目的で行われるものではない点に留意する。被災建築物の恒久的使用可否の判定や復旧に向けての構造的な補強の要否の調査判定のためには，別途「被災度区分判定基準」が適用される。

a 調査の方法

- 市町村は，被災建築物応急危険度判定の実施本部を立ち上げ，主に建築物関連部署が中心となって，県で育成・登録が進められている被災建築物応急危険度判定士の協力を得て実施する。
- 市町村は，判定用紙・判定ステッカー，関連資機材を準備する。
- 市町村は，被災可能性の高い建物や緊急に使用の可否を判定する必要のある建物データに関するリストを準備しておく。また，調査用地図，移動手手段の提供等についても県と連携しつつ準備する。
- 市町村は，調査対象となる建物が多数ある場合には，共同住宅など一定の建築物に対して実施し，調査の対象とならない建物に対しては相談窓口を設けるなどの対応を実施する。
- 市町村は，迅速に調査を行い，その結果を，施設所有者・利用者に伝える。

b 広報・問い合わせ対応

- 被災建築物応急危険度判定は、引き続き実施される被災度区分判定、罹災証明書発行のための被害認定などと混同されやすく、県及び市町村は、広報や調査の際における説明（パンフレット配布など）に心がける。
- 市町村は、相談窓口などを設けて対応する。

■参考：避難所として使用される施設の被災建築物応急危険度判定

- 避難所として使用される施設について、その使用の可否を目的とした調査判定を行う場合、余震等に対する安全性の検討は、より慎重に細部にわたって行う必要がある。また、建築物内外部の構造安全性の検討だけではなく、電気、上下水道、ガス、通信等の設備に関する安全性と使用性の調査が入念にされなければならない。
- 文部科学省は、被災文教施設の設置者等が、応急危険度判定を実施することが困難となった場合に備え、その要請に応じ調査団を派遣できる支援体制を整備するため、「被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領を定めた。この要領に基づき、文化施設に特化した調査票の変更、定期的な研修会開催による人材養成を行っている。

【準備する事前復興】

- 市町村は、県と連携し、被災建築物応急危険度判定士を事前に確保しておく。（県土）
- 県及び市町村は、応急危険度判定士名簿・連絡網・連絡体制を事前に整備しておく。（県土）
- 市町村は、県と連携し、応急危険度判定士機材（パソコン、住宅地図、地形図、道路マップ、判定ステッカー等）を事前に備蓄しておく。（県土）
- 市町村は、応急危険度判定の拠点となる候補施設を事前に選定しておく。（県土）
- 市町村は、応急危険度判定に係る受援体制を事前に検討しておく。（県土）
- 市町村は、県と連携し、事前に市町村の応急危険度判定コーディネーターの人材育成をしておく。（県土）
- 文教施設応急危険度判定士の派遣要請等についての手順について、事前に関係機関（県・市町村建築部局、文部科学省等）と確認しておく。（教育）

【実践する事前復興】

- 市町村は、県と連携し、発災時の判定業務を円滑に行えるよう、あらかじめ応急危険度判定訓練などを実施しておく。（県土）

(イ) 被災度区分判定（県土、教育）

- 地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体などの損傷状況を調査することにより、その被災の程度を軽微、小破、中破、大破などと区分するとともに、地震動の強さなどを考慮し、復旧の可否とその程度を判定して「震災復旧」につなげることをいう。
- 被災した建築物を被災度区分判定し、適切に復旧し継続使用することは、住民が旧来の住宅に住み続けることができる利点のみならず地域コミュニティの確保につながり、また行政による仮設住宅の建設や廃材処理等の負担軽減にもつながる。
（一般財団法人日本建築防災協会ホームページより引用）

a 方法

- 原則として建築主の依頼により、建築の専門家が被災した建物の損傷の程度及び状況を調査する。
- 専門家の紹介やあつ旋に際しては、関連団体、被災建築物応急危険度判定士等に協力を要請する。

■参考

- 被災度区分判定の方法については、一般財団法人日本建築防災協会より「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針」が示されている。

【準備する事前復興】

- 被災度区分の制度及び対応可能な建築士事務所について、あらかじめ周知しておく。(県土)
- 復旧工事がスムーズに発注できるよう、設計図面などをあらかじめ準備しておく。(教育)
- 工事発注方法について、あらかじめ関係機関と協議しておく。(教育)

(ウ) 被災宅地危険度判定 (県土, 教育)

- 市町村は、地震等で被災した宅地の余震等による二次災害の軽減・防止・住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施（震度階級の目安は原則として、震度5弱以上を目安とし、震度6以上では判定を実施し、被災後10日間を目安に完了）する。
- 被災宅地危険度判定を実施する場合は、建築物の応急危険度判定と連携して行う必要がある。

a 判定の方法等

- 市町村では、主に建築関連部署が中心となって、県で育成・登録が進められている被災宅地危険度判定士の協力を得て判定する。支援が必要な場合は、県へ支援要請を行う。
- 判定結果（判定ステッカー）を現地に表示し、住民へ判定結果を周知する。
- 判定を受けた宅地所有者等に対して危険度の判定結果を説明し、二次災害防止のための適切な措置等を講じるように協力を依頼する。

■参考

- 被災宅地危険度判定制度は、阪神・淡路大震災を契機に創設された。この制度は、従来の県及び市町村の職員だけでなく、官民間問わず知識、技術のある被災宅地危険度判定士を県が認定登録するもので、大規模な地震や大雨などのために、宅地が大規模で広範囲に被害を受けた場合に、登録された被災宅地危険度判定士が被害の状況を早く的確に把握して、被災宅地の危険度の判定を行うものである。この判定制度の円滑な実施・運用を図るため、被災宅地危険度判定連絡協議会が平成9年5月に発足している。

【準備する事前復興】

- 市町村は、県と連携し、被災宅地危険度判定士を事前に確保しておく。(県土, 教育)
- 県及び市町村は、被災宅地危険度判定士名簿・連絡網・連絡体制を事前に整備しておく。(県土)
- 市町村は、県と連携し、被災宅地危険度判定士の機材（パソコン、住宅地図、地形図、道路マップ、判定ステッカー等）を事前に備蓄しておく。(県土)
- 市町村は、事前に市町村の被災宅地危険度判定調整員の人材育成をしておく。(県土)
- 市町村は、被災宅地危険度判定の拠点となる候補施設を事前に選定しておく。(県土)
- 市町村は、被災宅地危険度判定に係る受援体制を事前に検討しておく。(県土)

(エ) がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査（農林，県土）

- 県及び市町村は，がけ崩れや地すべりの発生状況を把握し，被害の拡大，二次災害の発生を防止するための応急措置，応急復旧工事等を実施するとともに，本格復旧・復興計画の基礎資料とする。

a 方法

- 土石流危険渓流，地すべり危険箇所，急傾斜地崩壊危険箇所，山地災害危険地区を対象に実施する。調査は，主に県砂防担当及び森林整備担当部局職員が中心となって，関係機関，専門家等の協力も得ながら実施する。
- なお，危険な箇所が発見された場合には，避難勧告等の措置，観測・監視機器等の設置，警戒基準雨量や余震震度の設定などの警戒避難対策を実施する。
- 上記調査に際しては，対象の範囲もあることから，発災前後の航空写真による比較，ヘリコプター，ドローンによる空中探査なども並行して実施する。

【準備する事前復興】

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を平時から定期的に点検しておく。（県土）
- 県及び市町村は，山地災害危険区域等の定期的な調査・点検パトロールを平時から実施しておく。（農林）
- あらかじめ監視体制を検討しておく。（農林）
- 観測・監視機器等（伸縮計，警報機器等）の手配体制を事前に整備しておく。（農林）
- あらかじめ調査方法や計測機器の取扱に習熟しておく。（県土）
- 県及び市町村は，各種調査に係る受援体制を事前に検討しておく。（農林）

(オ) アスベスト露出状況等調査（県環，県土，教育）

- アスベストについては，呼吸器への影響や発ガン性が指摘され，平成18年以降使用禁止となっている。
- 地震などで被害を受けた建物（被災建築物）などについて早急にアスベスト露出状況等を把握し，所有者又は管理者への指導などを行う。

a 方法

- 被災建築物の所有者又は管理者に対して，アスベストに関する警告と解体工事に伴う届け出の実施を広報する。
- 被災建築物を対象に，アスベスト露出状況等の調査を行う。調査に当たっては環境省やJATI協会等の協力を要請する。
- 調査の結果，アスベスト飛散の可能性がある被災建築物については，所有者又は管理者に警告を発し，飛散防止措置を講じるよう指導などを行う。

【準備する事前復興】

- 県及び市町村は，アスベスト飛散・ばく露防止にかかる応急対応を迅速に実施するため，平時から建築物等におけるアスベストの使用状況の情報共有を行っておく。（県環，県土）
- 災害発生後に注意喚起等が速やかに周知できるよう事前に広報紙等を準備しておく。（県環）
- 災害時のアスベスト飛散防止措置の手法について，事前に学校に周知しておく。（教育）

(カ) 災害関連死への対応（危機、保福、監察）

- 災害関連死とは、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害が原因で死亡したと認められたものをいう。
- 同法第3条において、市町村は、条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる旨が規定されている。
- 市町村は、災害関連死の認定については、医師、弁護士等から構成する審査委員会を開催した上で決定する。
- 災害関連死に関わる情報については、将来の災害関連死防止のための重要な知見となるが、その網羅的・分析的な情報公開に当たっては、個人情報に関わるものでもあり、市町村単位での公開・非公開の判断となるため、全国単位での公開ルールを検討する必要がある。

【準備する事前復興】

- 市町村と連携し、災害関連死の認定基準についてあらかじめ検討しておく。（危機、保福）
- 災害関連死に関する情報公開については、市町村と連携し、公開ルールをあらかじめ検討しておく。（危機、保福、監察）

市町村に期待する取組

- 建物被害概況調査（第一次調査）結果、被災建築物応急危険度判定結果等の重複を防止し、調査の迅速化を図る。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 応急危険度判定コーディネーター、被災宅地危険度判定調整員の人材を事前に確保しておく。（県土）
- 災害時のアスベスト飛散防止措置の手法について、事前に市町村立学校に周知しておく。（教育）
- 県と連携し、災害関連死の認定基準についてあらかじめ検討しておく。（危機、保福）
- 災害関連死に関する情報公開については、県と連携し、公開ルールをあらかじめ検討しておく。（危機、保福、監察）

事業者等に期待する取組

- 所有者又は管理者は、石綿露出等が確認された場合、被災建築物等の周囲を立入禁止等にするとともに、養生や散水・薬液配布により応急の飛散防止措置を行う。
- 所有者又は管理者は、周辺住民等への石綿露出等について掲示を行う。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他(特記事項, 留意点)

○災害関連死に対しては、原因となる避難生活における生活環境の悪化等を防ぐため、スフィア基準や被災地における知見を基に、県が「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」の継続的な見直しを行い、市町村は、当該指針を参考に、各地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成することが重要となる。

○当該指針の見直しに当たっては、避難所を「地域の拠点」として、ケアの必要な被災者に対して地域全体で心及び健康のケアを行っていくよう、改定していくことが重要である。

関連する法令, 計画, 資料等

- 災害弔慰金の支給等に関する法律
- 被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領（文部科学省）
- 震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針（日本建築防災協会）
- 徳島県被災宅地危険度判定実施マニュアル 実施本部編 支援本部編
- 徳島県震災復興都市計画指針
- 徳島県避難所運営マニュアル作成指針

(1) 被災状況等の把握 ウ 法制度の適用に関する調査

【3-1-(1)-ウ】

趣旨・概要

- 法制度等の適用による災害救助や復旧費用等の確保は、被災者支援と県及び市町村の財政にとって非常に重要である。
- 対象となる全ての費用の申請と、各種の補助など法制度の適用について、必要な情報の記録、申請書類の作成を行う。大規模災害では、これらの作業は膨大な事務量となるため、できるだけ迅速かつ効率的に進める必要がある。

実施時期

被災直後～被災後10年

関係部局

危機管理部、政策創造部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、教育委員会、議会事務局

項目・手順等

(ア) 災害救助法の適用（危機）

- 県及び市町村は、災害救助を迅速・的確に実施するとともに、救助費用に関する申請事務を適切に行う。

a 方法

- 市町村は、把握した被害について、随時、その内容を県に報告する。
- 県は、市町村から収集した情報を内閣府に報告し、災害救助法の適用について、内閣府と連絡を密にして対応に当たる。

【準備する事前復興】

- 県及び市町村は、事前に災害救助法で国庫負担の対象となる応急救助の程度、方法、過去の特別基準の例、諸手続きなどについて理解し、マニュアルを準備したり、情報の記録、申請等に関するシステムの構築を検討しておく。（危機）

(イ) 被災者生活再建支援法の適用（危機）

- 県が被災者生活再建支援法を適用し、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して被災者生活再建支援金を支給する。

a 方法

- 市町村は、住宅の被害状況等を把握するための被害認定調査を行い、随意調査状況を県に報告する。
- 全壊世帯数が市町村で10世帯以上、又は県で100世帯以上ある場合などには同法が適用となる。

【準備する事前復興】

- 被災者生活再建支援制度の適用対象や諸手続き等について、事前に理解しておく。
(危機)

(ウ) 各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査（農林，県土，教育）

○県及び市町村は、次のような公共施設等に関する法制度により、災害復旧・復興への財政的援助を受ける。

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（農林水産省・国土交通省）
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（農林水産省）
- ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法（文部科学省）
- ・公営住宅法（国土交通省）
- ・鉄道軌道整備法（国土交通省）
- ・空港整備法（国土交通省）

a 方法

- 災害復旧事業に関する調査は、各施設の所管部局が実施する。
- 市町村からの報告を取りまとめ、国に報告する。
- 災害復旧事業については、災害査定に向けて、当該災害による被災であることを明らかにすることや被災状況を正確に把握して伝えることが求められる。

【準備する事前復興】

- 県及び市町村は、事業対象となる可能性のある施設等を事前に把握しておく。（農林）
- 災害復旧事業に関する調査，報告が迅速に行われるよう，あらかじめ市町村との連携体制を強化しておく。（農林，教育）
- 県及び市町村は，各種調査に係る受援体制について事前に検討しておく。（農林）
- 県及び市町村は，被害状況の調査に当たっては，迅速化，効率化，危険箇所等における作業の安全確保のため，測量新技術（航空測量，写真測量，音響測量，レーザー測量，無人飛行機）の導入等についてあらかじめ検討しておく。（県土）

(エ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用（危機，農林，県土）

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）の適用を受け，災害復旧・復興に関する財政的援助を受ける。

- ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・農林水産業に関する特別の助成
- ・中小企業に対する特別の助成
- ・その他の財政援助措置

a 方法

- 被害状況を把握し，県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には，激甚法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を見据え，必要となる調査を迅速に実施する。
- 市町村は，県が行う被害状況の調査等について協力する。
- 内閣府に対し，激甚災害の早期指定に向けた働きかけなどを行う。

(オ) 関連する視察等への対応（政創，商工，議会）

- 被災後には、国会議員，中央省庁，他都道府県の議員及び海外からの視察が相次ぐ。こうした視察への対応については、被害の実態について正確に認識しておくことが重要である。
- 災害後の視察は、突然に実施されることも多く、被害状況等について、適宜取りまとめを行っておき、提供する必要がある。県及び市町村は、資料の取りまとめ、視察対応などの担当部局を定めて対応する。
- 県及び市町村は、必要に応じて各部局からの情報を基に要望事項を準備する。

【準備する事前復興】

- 県及び市町村は、資料の取りまとめ、視察対応などの担当部局をあらかじめ定めておく。（政創）
- 全国自治体の議会・議員の行政視察については、平時から常に受入窓口を議会事務局に一本化し、周知を図っておく。（議会）
- 視察により、被災者や被災自治体の負担が増加することがないように、あらかじめ視察箇所やマスコミ対応等のルールを定めておく。（政創）
- とくしま国際戦略センターは、海外からの視察に対応できるよう、通訳ボランティアをはじめとする県内の通訳人材を事前に把握しておく。（商工）

市町村に期待する取組

- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他（特記事項，留意点）

(ア) 災害救助法の適用

- 「災害救助事務取扱要領」では、人口規模に応じた滅失世帯数に満たない場合でも、内閣府令第3号及び第4号として、「災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合」、「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合」とされている。また、注釈にも、「夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し、又は危険にさらせられ、迅速な救助が必要であれば、第4号に該当することができる」と弾力的な運用が示されているほか、適用となった事例が参考として、紹介されており、県及び市町村は、滅失世帯数による基準に縛られることなく、災害の様態に応じた必要な対策を検討実施する必要がある。
- また、救助の長期化が見込まれる場合などには、救助の実施期間等の延長を求める。
- 近年に類似の災害を経験した地方自治体などに速やかに支援を求めることで、必要な情報の記録、申請書類の作成を効率的に進めるためのアドバイスが得られる。

(イ) 被災者生活再建支援法の適用

- 「被災者生活再建支援法」が適用された場合、市町村は、制度対象者へ迅速に周知する必要がある。

○適用条件として、他県、他市町村の被災状況によるものも含まれるため、県・市町村間の情報共有を密に行う必要がある。

(ウ) 罹災証明書及び被災者台帳

○罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、法令上明示的な位置付けはないものの、災害対策に関する市町村の自治事務の一つとして、かねてより災害発生時に被害者に交付されてきた。

○平成26年5月に改正された災害対策基本法において、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが市町村に義務づけられた。

○被災者生活再建支援金や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料であり、個人が復興していくためのパスポートとして幅広く活用され、被害者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしている。

○市町村長は、災害対策基本法第90条の3に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができる。

○市町村長は、災害対策基本法第90条の4に基づき、他の地方公共団体が台帳情報を被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用する場合は、当該台帳情報を提供することができる。

関連する法令、計画、資料等

- 災害救助法
- 被災者生活再建支援法
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 鉄道軌道整備法
- 空港整備法
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）
- 災害対策基本法
- 災害救助事務取扱要領（内閣府）

(1) 被災状況等の把握 エ すまいと暮らしの再建に関する調査

【3-1-(1)-エ】

趣旨・概要

- 被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査は、発災後、可能な限り速やかに実施することが求められる。
- 大規模災害では、これらの各種基礎調査は膨大な事務量となるため、可能な限り迅速かつ効率的に進める必要がある。
- 平成25年6月の災害対策基本法改正で、被害者からの申請を受け、罹災証明書を遅滞なく交付するとともに、実効性のある体制整備を行うことが市町村に義務づけられた。
- 被災者の生活再建支援を中核としつつ、生活再建の一翼を担う産業復興等を推進する観点からも、遅滞なく実施することが求められる。

実施時期

被災直後～被災後6か月

関係部局

危機管理部、政策創造部、経営戦略部、県民環境部、商工労働観光部、保健福祉部、農林水産部、県土整備部

項目・手順等

(ア) 住家の被害認定調査（危機）

- 市町村長は、異常な自然現象等により当該市町村の区域内の住家等に被害が発生した場合には、当該災害の被害者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査しなければならないとされている。
- 調査期間は、災害の規模等によるが、大規模災害発生の場合でも1か月以内を目処に実施することとする。
- 調査実施部署については、主に税務（固定資産税関係）、建築、消防（火災被害）関係部署の職員が従事するが多い。

a 方法

- 住家の被害認定調査は概ね次のフローで実施する。
- ただし、スムーズに体制構築を行うためには、被災経験のある自治体や関連団体の支援を受けることも必要であるほか、平時から職員に対し住家の被害認定調査に係る研修を行うこと等の事前対策が重要である。
 - ・調査計画の策定
 - ・調査体制の構築
 - ・資機材等の調達
 - ・研修の実施
 - ・被害認定調査実施に関する広報
 - ・調査員の1日の流れの確認
 - ・情報伝達ミーティング
 - ・現地調査

- ・情報共有ミーティング
- ・調査結果の整理
- ・翌日への準備

【準備する事前復興】

- 市町村は、発災後、円滑に調査を実施するため、平時から住家の被害認定調査や罹災証明書の交付業務に関する手順をマニュアルとして整理し、研修等によって職員に周知しておく。(危機)
- 市町村は、発災後、円滑に調査を行えるよう、平時から資機材等を用意・管理しておく。(危機)
- 市町村は、被災時に必要な調査員の人員規模について、平時から算出しておき、相互応援体制の構築に取り組んでおく。(危機)
- 市町村は、災害が発生した際に住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付を円滑に進めるため、事前に他の地方公共団体等との連携体制を構築しておく。(危機)
- 県及び市町村は、協定を締結するだけでなく、当事者間で定期的に内容を確認する等、平時から協定の実行性を高める取組を行っておく。(危機)

(イ) 罹災証明書及び被災者台帳 (危機, 政創, 経戦)

- 罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、法令上明示的な位置付けはないものの、災害対策に関する市町村の自治事務の一つとして、かねてより災害発生時に被害者に交付されてきた。
- 平成26年5月に改正された災害対策基本法において、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが市町村に義務づけられた。
- 被災者生活再建支援金や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料であり、個人が復興していくためのパスポートとして幅広く活用され、被害者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしている。
- 市町村長は、災害対策基本法第90条の3に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができる。
- 市町村長は、災害対策基本法第90条の4に基づき、他の地方公共団体が台帳情報を被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用する場合は、当該台帳情報を提供することができる。

a 方法

- 罹災証明書の発行は概ね次のフローで実施する。
 - ・交付体制の整備
 - ・罹災証明書交付台帳の作成
 - ・罹災証明書交付の広報
 - ・罹災証明書交付の交付
 - ・再調査依頼の受付・再調査の実施

【準備する事前復興】

- 市町村は、罹災証明書の交付に関連した業務（住家の被害認定調査、及び交付業務に係る各種業務（広報、会場設営等））に係る対応体制、実施事項、必要な資機材等をあらかじめ検討しておく。(政創, 経戦)

- 市町村は、会場を設営して罹災証明書を交付する場合には、交付会場に求められる規模や条件を整理し、事前に会場の候補を選定し、候補会場の管理者と優先使用に関する協定を締結しておく。(政創，経戦)
- 市町村は、災害時の生活再建の混乱を軽減するため、罹災証明書の交付や被災者支援施策について、平時から広く住民に周知しておく。(政創，経戦)
- 県及び市町村は、罹災証明書の様式の統一をあらかじめ検討しておく。(政創，経戦)

(ウ) 被災者生活実態調査（保福）

a 生活実態調査

- 市町村は、当面の生活に困窮している世帯を把握し、適切な支援策を検討するため、「生活実態」及び「健康状況」の調査を定期的・継続的に実施する。
- 避難所や応急的な住宅での訪問による聞き取り調査が基本となる。特に高齢者等の場合、アンケートへの回答が難しいケースもあり、注意が必要である。被災者が多い場合には発災後初期にはサンプリング調査を行い、その後、恣意調査やアンケート調査を行う。
- なお、遠隔地に疎開している被災者についても、マスコミ広報等や郵便局の協力を通じて所在地を把握し、調査を行う。
 - ・生活実態調査：被災前の生活状況（収入，資産等），資産被害，収入の減少及び支出増加，生活上の問題点 等
 - ・健康調査：避難所・応急的な住宅の長期化に伴う健康状況の調査（生活行動，食生活，ストレス，アルコール中毒，慢性疾患等）及び被災者・児童，行政職員等の心の健康に関する調査 等

b 要配慮者・世帯調査

- 市町村は、県及び保健所職員，ホームヘルパー，民生委員・児童委員等の関連機関の協力のもと、急増する福祉ニーズに緊急に対処し、さらに将来の福祉に関する復興プランを策定するための調査を定期的・継続的に実施する。
- 次の2種類の調査を行う。
 - ・緊急調査：関連機関が中心となり、要介護高齢者，障がい者及び要保護児童について、避難所や応急的な住宅への入居者，在宅の被災者，各種施設入所者に対する調査を行う。(安否確認，身体状況等の変化，緊急ショートステイや緊急一時受入施設の必要性 等)
 - ・抽出調査：福祉ニーズの変化を客観的に把握し，福祉に関する復興プランを策定するために，無作為抽出等によって，要援護者・世帯の実態を調査・分析する。(ホームヘルプサービス，デイサービス，入浴サービス，日常生活用具，補装具の支給，障がい者手帳等の再交付，応急仮設住宅における改修のニーズ 等)

【準備する事前復興】

- 市町村は、健康調査の実施に当たっては、「徳島県災害時保健衛生活動マニュアル」等を参考にし、事前に調査票の様式を作成しておく。また、応援保健師の活動が必須となるため、事前に配置計画を作成しておく。(保福)
- 市町村は、協力を依頼する関係機関との連携及び役割分担についてあらかじめ明確化しておく。(保福)

(エ) 住宅再建意向調査（県土）

- 県及び市町村が各種事業制度の適用により被災宅地の整備や移転、公営住宅の供給等を行うとする場合や、住宅被災者の再建について適切な支援策を検討する場合に実施する。
- 被災地が一定程度落ち着きを取り戻した段階で、訪問による聞き取り調査又はアンケート調査を行う。
- 調査項目：被災住宅の概要（位置、宅地面積、住宅面積、付帯施設、住宅と兼ねる用途、構造、築年数）、被害箇所・程度、関連事業に関する意向、宅地確保方法の意向（補修、再建、購入、公営住宅入居等）、確保する住宅に関する意向（位置、宅地・住宅面積、その他）、資金・既往債務 等

(オ) 離職者・雇用動向調査（商工）

- 国と連携し、雇用実態を正確に把握し、被災者の雇用を確保するための調査を定期的・継続的に実施する。
- 国と連携し、被災地を管轄する公共職業安定所からの情報収集及び業界団体への問い合わせを行う。また、業界団体を通じた従業員過不足実態に関するアンケート調査等を実施する。
- 調査項目：雇用保険の失業給付受給者、有効求人倍率、業種別従業員過不足実態 等

(カ) 産業被害と再建意向調査（商工、農林）

a 商工業、農林水産業被害調査

- 緊急融資の資金需要把握と復興施策の検討及び、激甚法、天災融資法、中小企業信用保険法等の適用や関連事業の適用を受けるため、定期的・継続的に調査を実施する。
- 被災事業者及び事業協同組合等に対して、聞き取り調査、アンケート調査を実施する。
- 調査項目：各事業者における災害前の状況（売り上げ・生産高等）、直接被害状況・被害額、間接被害額（売上減）、既往債務、再開意向及び再建への課題等、事業協同組合等の共同施設に関する直接被害状況・被害額

b 経営者に対する再建意向調査

- 被災事業者の再建・継続意思、再建に当たっての問題点・要望を把握し、適切な支援を検討する。
- 相談窓口における意向把握、聞き取り調査、アンケート調査、事業者団体からの情報収集等を行う。
- 調査項目：再建や継続への意向、被害額、取引先の状況、再建時の希望（事業規模・内容・高度化）、再建に当たっての問題点 等

【準備する事前復興】

- 被害・復旧状況分析班の設置及び構成について、事前に検討しておく。（商工）
- 被害状況調査票のフォーマットを事前に作成準備しておく。（商工）
- 情報提供方策（利用媒体・情報項目・内容等）及び体制づくりについて事前に検討しておく。（商工）
- 災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、事前に商工業・農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、収集・整理・共有できる情報を入手しておく。（商工）
- 商工業・農林漁業団体等の会員以外の事業所については、現況が把握されていないことが多いため、事前に全ての地域内の事業所の所在地や規模等に関する情報を収集・整理しておく。（商工）
- 平時から、各事業者の必要な情報を収集し、管理しておく。（農林）
- 平時から、事業協同組合等に対し、融資制度等を周知しておく。（農林）

(キ) 文化財・歴史的建造物等の被害調査（県環）

- 国・地方公共団体が指定等した文化財やその候補，（一社）日本建築学会等から一定の評価を与えられた歴史的建造物，その他民家等に保管されている歴史的資料などの「未指定文化財」について，被災地において次世代に受け継いでいくべき財産に関する早急な被害調査と修理・保護の呼びかけを行う。また，埋蔵文化財の存在が周知されている埋蔵文化財包蔵地における建物被害を把握し，再建等に関する埋蔵文化財発掘調査に関する対処方策を検討する。
- 文化庁や関連機関，周辺地方公共団体等と連携して定期的・継続的に調査を実施する。
- 調査項目：被害状況，修理・保護の意向，保管要望 等

【準備する事前復興】
 ○事前に文化財の一覧を含む被災状況調査票を整備するとともに，被災後の初動体制について，市町村や支援協定団体等と共通理解を図っておく。（県環）

(ク) 復興状況把握のための調査（危機，政創）

- 県及び市町村は，被災地の復興状況を把握し，適切な措置を実施する必要がある。必要な支援策を国・関係機関に要望するためにも正確な実態の定期的・継続的把握が不可欠である。
- なお，人口指標は各種復興施策の計画・実施やその効果を評価するための基本的な指標であることから，実態人口の把握が重要な課題となる。この把握には，国勢調査が基本となり，毎月住民基本台帳上の出生・死亡，転出・転入を加減して公表されるが，災害後の特殊な状況下で，届け出のない人口移動が発生し，その把握は困難となるため，別途その推計を行う必要がある。
- 調査が必要な主な項目は，次の表のとおりである。

継続的な復興状況把握のための調査

項目	内容	項目	内容
①被害の復旧状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設・公共土木施設等の復旧状況 ・ライフライン関連事業者の復旧状況 ・交通関連事業者の復旧状況 	④経済復興状況	<ul style="list-style-type: none"> ・工業・商業統計調査 ・業界団体別再建状況調査 ・店舗や商店街，小売市場再開率 ・百貨店販売額推移・観光入り込み客数，ホテルの客室稼働率 ・オフィスの再建状況 ・借入金の償還状況
②住宅再建状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認の申請状況 ・住宅資金融資，同申込状況 ・公営住宅等への入居状況 ・応急的な住宅の解消見通し ・生活再建支援法の申請状況 ・住宅再建等意向調査 		⑤その他総合的指標
③被災者生活状況	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活実態調査 ・離職者・雇用動向 ・雇用ニーズ調査 		

【準備する事前復興】

- 復興の進捗状況を把握するためには、被災後の各種調査結果との比較対象となる被災前の各種データが必要となることから、平時から必要な各種データを収集しまとめておく。(危機、政創)

市町村に期待する取組

- 公平な支援を実現するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- 作成した被災者台帳を関係部署は、共有・活用する。
- 被災者台帳を民間事業者、社会福祉協議会等に提供し被災者援護につなげるため、被災者本人から情報提供の同意をとる。
- 農林水産業被害調査及び再建意向調査について、県及び関係団体と連携して取り組む。
- 文化財所有者と連携を図り、文化財の一覧を含む被災状況調査票を基に、事前対策・事後対応について検討する。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 被災者台帳の作成を担当する部署を決定し、関係部署と連携しながら被災者台帳のフォーム、データ項目の内容、作成手順、運用ルール、マイナンバーの利用等について、あらかじめ決めておく。(危機)
- 被災者台帳の作成等において、マイナンバーを利用することにより、他部署が保有する情報を庁内で連携できるとともに、個人情報が同一人の情報であることの確認を容易かつ確実に行えるため、事前に条例の制定又は改正を検討しておく。(危機、政創)
- 復興の進捗状況を把握するためには、被災後の各種調査結果との比較対象となる被災前の各種データが必要となることから、平時から必要な各種データを収集しまとめておく。(危機)
- 住家以外の建物、工作物等の被災証明について、様式や発行手順をあらかじめ検討しておく。(危機)

事業者等に期待する取組

- 農林漁業者及び農林水産関係団体は、農林水産業被害調査及び再建意向調査について、県及び市町村と連携して取り組む。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他（特記事項、留意点）

(ア) 住家の被害認定調査

- 住家の被害認定調査に関する事務は、法制化以後も引き続き市町村の自治事務に該当するものであり、市町村が実施主体となることに留意が必要である。
- 住家被害等の調査はその後の被災者支援の内容に大きな影響を与えることから再調査を依頼することが可能であることを十分周知する必要がある。

- 申請を受けて調査を実施している例もあるが、調査効率が悪く、調査時期の遅れにより被害が判明しにくい事態が生じるなどの問題も生じる。一定の時期にできるだけ完全な調査を実施することが望ましい。
- 地震災害などでは、被災原因によって保険金が異なる場合があるため、被災原因の特定に留意する。
- 住民税や固定資産税の減免における被害の区分と被害認定による全壊・大規模半壊、半壊などの区分は必ずしも一致していないため、調査前に調整しておくことが望ましい。
- 住家以外の建物、工作物等の被災証明について、様式や発行手順をあらかじめ検討しておくことが望ましい。

(イ) 被災者生活実態調査

- 調査の中でも特に難しいのが、「被災者への影響と生活実態」の把握である。心身の健康、生活環境、仕事や収入など、個人のプライバシーに密接に関わることから、調査方法、データの保護、利用に最大の配慮が必要とされる。
- 調査に当たっては、要援護者の抽出をもれなく行うことが重要である。
- 平時から高齢者の消費生活や健康、安否などに気を配り、何かあったら関係機関につなぎ、支援する取組を行っている「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」等と協力し、調査を行うことが望ましい。

(ウ) 住宅再建意向調査

- 経済的な再建の目途が立たない時点では、被災者の住宅再建意向は、公営住宅への入居希望が多くなる傾向にある。しかし、各種の生活再建施策の実施によりその意向が徐々に変化し、自主再建による住宅確保へ意向が変化する例がある。このため、災害公営住宅の必要個数を検討するための、住宅再建意向の把握のためのアンケート等の実施時期については、生活再建施策の実施状況との関連に留意することが必要である。
- 災害が継続している場合、時間経過に伴い被災者の再建意向が変化する例がある。このため、当初検討された計画内容では、被災者の再建ニーズとのずれが生じる場合もある。このため、再建意向の把握を随時行うことが必要である。
- 過去の例では、被災者の意向を把握する前に市町村側から住宅移転の提案が出されたことから、被災者と市町村側との調整が困難となった例がある。生活再建に関する被災者意向は、先々の収入の見通しや地域の安全性によっても強く左右されることから、復興計画の全体像を示しながら進めて行くことが必要である。

(エ) 離職者・再建意向調査

- 被災地における雇用動向の把握については公共職業安定所のデータ及び事業所等からの情報が基本となるが、これだけでは必ずしも十分な実態把握は難しい。生活実態調査などのデータとも合わせた分析が必要となる。

(オ) 産業被害と再建意向調査

- 発災後、建設業者等の多くが応急対応に追われ、被害額の算定ができない事態が生じる。こうした場合、各種支援制度の適用可能性を把握するためには、サンプリングに基づく被害額推計を行う必要がある。

(カ) 復興状況把握のための調査

- 基幹統計等を有効に活用しつつ、それらを補完する形での調査を実施する。
- 人口や主要施設などの情報は、被災者のみならず、外部支援者が現状を把握し、活動する上でも、有用であることから、誰もが閲覧できるよう公表しておく必要がある。

○公表媒体については、各市町村別で異なる項目やフォームになると、利用時の不便が生じるため、県下でフォームや仕組を統一することが有効である。

(キ) 支援者間の情報共有について

○迅速な復興につなげるため、支援者間で情報を共有し、各自治体の個人情報保護条例等の改正も含め、あらかじめ検討しておくことが有効である。

関連する法令、計画、資料等

○災害対策基本法

- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）
- 中小企業信用保険法
- 災害に係る住家の被害認定基準（内閣府）
- 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）
- 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府）
- 徳島県災害時保健衛生活動マニュアル

(2) 災害廃棄物等の処理 ア 被災家屋の解体・堆積物の撤去

【3-1-(2)-ア】

趣旨・概要

- 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施する。
- 市町村は、あらかじめ検討した基準に照らし、公費による損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の可否を判断し、実施する場合は関係部署と連携し作業を行う。
- 解体・撤去の実施に当たっては、効率性、環境対策・安全対策等について、事業者への指導が重要となることから、次の項目を実施する。
 - ・解体撤去の受付（公費解体を実施する場合）
 - ・搬入券の発行（公費解体実施如何にかかわらず）
 - ・アスベスト対策

実施時期

被災直後～被災後2年以内

関係部局

県民環境部、県土整備部

項目・手順等

(ア) 解体・撤去の受付（公費解体を実施する場合）（県環、県土）

- 公費解体を実施する場合には、市町村は住民からの災害廃棄物撤去の申請の受付・民間事業者との契約事務を行うとともに、委託した民間事業者が適正処理を行うよう、指導を実施する。

【実施手順】

- ①対象者の決定
 - ②優先順位の検討
 - ③受付期間の決定
 - ④単価の設定
 - ⑤契約方式の決定
- 市町村は、公費解体の円滑な実施に備えて、平時から関係部署等と協議しておき、基準やスケジュールを検討しておく。

【準備する事前復興】

- 市町村は、事前に被災家屋への立入調査が円滑に実施できる体制を構築しておく。（県環、県土）

【実践する事前復興】

- 市町村は、事前に立入調査の模擬訓練を実施しておく。（県環、県土）

(イ) 搬入券の発行（公費解体の実施状況にかかわらず）（県環、県土）

- 市町村は、計画的処理及び不法投棄防止の観点から、処分場・仮置場への搬入券を発行する。
- あわせて、固定資産台帳による解体対象物の規模について、確認を行うとともに、混合状態のがれきの受入の制限について周知・徹底を行う。

■参考：破損家屋、堆積物等の撤去に関する事業

- ・堆積土砂排除事業
- ・都市災害復旧事業
- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

【準備する事前復興】

○市町村は、搬入券の発行や運用に関する事務処理マニュアルをあらかじめ作成しておく。(県環、県土)

○市町村は、被災した大企業の建物の撤去について、当該建物の管理者の責任において実施することとなる旨の理解をあらかじめ得ておく。(県環)

【実践する事前復興】

○市町村は、事前に事務処理マニュアルに基づく訓練を実施しておく。(県環、県土)

(ウ) アスベスト対策（県環）

○所有者は、被災建築物を解体する際、立入可否判断を行った上で、吹付けアスベスト等の使用について事前調査を行い、吹付けアスベスト等の使用が確認された場合は、大気汚染防止法に基づく届出を行う。

■参考：大気汚染防止法によるアスベスト除去作業実施の届出（法第18条の15）

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者等は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 特定工事の場所
- 四 特定粉じん排出等作業の種類
- 五 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 七 特定粉じん排出等作業の方法

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、石綿飛散・ばく露防止にかかる応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等における石綿の使用状況の情報共有を行っておく。(県環)

○関係機関と連携し、平時から解体工事情報の共有やパトロールの実施等、効率的・効果的な指導をしておく。(県環)

○解体等工事業者に対し、事前にアスベストに関する情報の提供をしておく。(県環)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 公費解体について、受付に至る手続きやルールを定めておく等、事前に受付体制を検討しておく。(県環、県土)
- 災害の規模により住民からの公費解体に関する問い合わせが殺到することが想定されるため、事前に住民への広報や対応方法について検討しておく。(県環、県土)

事業者等に期待する取組

- 解体等工事の発注者は、工事受注者の法令遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する。
- 解体等工事の受注者等は、次のことに取り組む。
 - ・解体等工事に当たって、法令等に定められた掲示を行い、周辺住民へ周知する。
 - ・事前にアスベストの使用の有無についての調査を行い、結果については書面により、解体等工事の発注者に説明する。
 - ・アスベストを含まない廃棄物とアスベスト含有廃棄物を区分し、搬出するまでの間、適正に保管する。
 - ・再資源化促進のため分別に留意し、緊急性のあるもの以外は可能な限り、分別解体を行う。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 事業者は、「建築物石綿含有建材調査者」等アスベスト含有建材に関する知識を有する技術者の養成及び確保について、平時から取り組んでおく。(県環)

その他（特記事項、留意点）

- 工事車両が頻繁に通行する道路については、周辺住民へ事前に周知する。また、通学路を工事車両が通行する場合には、児童の安全確保等の対策を実施する。
- 解体撤去について、街区単位や隣接する建物をまとまって実施することが有効な場合、個々の建物で解体作業を実施するのではなく、市町村は調整やあつ旋を行う。
- 市町村は、解体撤去の受付や搬入券発行を通じて環境対策・安全対策等に関して業者への指導を実施するとともに、計画的な搬入・処理のコントロールを行う。
- 公費解体を実施する場合の契約方式として、市町村直接発注、市町村・業者・住民との3者契約方式、精算方式などが実施された例がある。3者契約方式は効率的であったものの、行政による指導が行き届かない面があり、環境対策上の問題が生じたとの指摘がある。

関連する法令、計画、資料等

- 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- 大気汚染防止法
- 労働安全衛生法
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 災害廃棄物対策指針（環境省）
- 被災建築物解体マニュアル〔石綿（アスベスト）対策〕
- 災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル（改定版）（環境省）

(2) 災害廃棄物等の処理 イ 災害廃棄物等の処理

【3-1-(2)-1】

趣旨・概要

- 災害発生後には、通常大量の災害廃棄物が発生する。市町村は迅速な復旧を実現するため、災害廃棄物の処理が遅延しないよう、実行性の高い備えを行うとともに、発災後には適正処理・再資源化及び減容化の徹底を旨としつつ、早期に災害廃棄物等の処理体制の構築を行い、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を実施するため仮置場や処理施設等を確保する必要がある。
- 土砂災害、津波、高潮あるいは風水害では、大量の土砂等が混ざった災害廃棄物や堆積物が発生するため、その撤去や収集・運搬は応急活動及び二次災害の防止に不可欠である。
- 膨大な量となる災害廃棄物、堆積物等の処理を計画的に進めるため、市町村は災害廃棄物処理計画に基づき、平時から廃棄物の収集・運搬体制の検討や仮置場の確保等を進める。さらに、災害発生時には、市町村は処理施設を速やかに復旧させ、処理体制の構築を行う。
- 大量の廃棄物が発生することが想定される場合の基本的な対応事項は次のとおりである。
 - ①災害廃棄物発生量の推計
 - ②仮置場の確保・運営
 - ③処理体制の構築（広域処理を含む）
 - ④廃棄物処理施設の復旧
 - ⑤災害廃棄物処理の基本方針・実行計画の作成
 - ⑥災害廃棄物処理の実施
 - ⑦環境対策の徹底

実施時期

被災直後～被災後3年以内

関係部局

県民環境部、[農林水産部](#)

項目・手順等

(ア) 災害廃棄物発生量の推計（県環）

- 県及び市町村は、災害廃棄物処理実行計画を策定するために、災害廃棄物の発生量を推計する。具体的には、地震（津波を含む）で倒壊した家屋数及び発生原単位や建物延べ床面積から算出する方法が考えられる。
- 災害廃棄物の発生量の推計については、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその精度を高めて管理する必要がある。

【準備する事前復興】

- 県及び市町村は、災害廃棄物処理計画の実効性をより高めるため、国等から示される新たな指針や最新のデータ等を踏まえ、平時から計画を継続的に見直しておく。
（県環）

(イ) 仮置場の確保・運営（県環）

- 県及び市町村は、被災状況を反映した発生量を基に必要面積を推計する。
- 空地等は、自衛隊の活動拠点や避難所、仮設住宅等への利用も想定されることから、市町村は、関係部局等との調整の上、仮置場を確保する。
- 候補地の選定に当たっては、市町村は、必要に応じて地元住民と平時に調整を行い、可能であれば協定を締結しておく。
- 市町村は、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で共用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。
- 津波堆積物がある湾岸エリアなどをやむを得ず仮置場として利用する際は、市町村は、津波堆積物中に災害廃棄物が埋没していないか確認した上で仮置場とする必要がある。
- 火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流失などの可能性があることから、市町村は、他の廃棄物と混合せずに保管を行う。
- 災害廃棄物が混合状態で搬入されるのを防ぐため、市町村は、所管部署と調整し、ボランティアによる被災家屋からの災害廃棄物の分別排出を周知する。
- 災害廃棄物に、釘やガラスなどが混入している場合があるため、作業従事者は、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する。
- 住民が仮置場へ災害廃棄物を自ら持ち込む場合は、遠隔にならないよう、市町村は、複数個所に仮置場を設けることも検討する。
- 仮置場の用地が私有地の場合は、市町村は、事前に検討したルールに基づき貸与を受ける。
- 災害廃棄物の飛散防止、漏洩防止対策として、市町村は、散水の実施及び仮置場周辺への飛散防止ネットや囲いの設置又はフレキシブルコンテナバッグに保管する等の対応を検討する。
- 汚水が土壌へ浸透するのを防ぐために、市町村は、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討する。
- 仮置場の分類と機能
 - 【1次仮置場】粗分別処理
災害廃棄物を一定期間、粗分別・保管しておく仮置場
 - 【2次仮置場】分別・破碎、焼却処理
最終処分場、再資源化・リサイクル施設が円滑に機能するまでの間、災害廃棄物を貯留する場として機能する仮置場

【準備する事前復興】

- 市町村は、災害廃棄物処理計画に基づく、必要面積に対応した仮置場候補地を事前に選定しておく。（県環）
- 未利用の県有地や国有地の情報提供や利用調整を通じ、事前に市町村の仮置場候補地の選定を支援しておく。（県環）
- 災害廃棄物の円滑な処理に不可欠である仮置場搬入時の分別を徹底するため、市町村は、事前に住民の分別意識を啓発しておく。（県環）
- 被災した大企業から排出される災害廃棄物の処理について、市町村は、当該企業の責任において実施することとなる旨の理解をあらかじめ得ておく。（県環）
- 災害廃棄物として処理される中小企業や一般家庭等から一体となって排出される廃棄物の量を最小限度に留めることについて、市町村は、当該管理者の理解をあらかじめ得ておく。（県環）
- 平時においては産業廃棄物として処理されている物であって、中小企業等の被災に伴い発生する災害廃棄物のうち、他の災害廃棄物と併せて処理することが困難であると想定される廃棄物の処理について、市町村は、あらかじめ適正な処理方法を検討しておく。（県環）

【実践する事前復興】

- 市町村は、事前に1次仮置場運営の模擬訓練、及び2次仮置場への搬出訓練を行っておく。(県環)

(ウ) 処理体制の構築 (県環)

- 県及び市町村は、大規模災害が発生した際、被災状況を収集・整理の後、関係機関との連携体制を構築する。
- 市町村は、生活ごみ、し尿の収集・運搬を発災時においても継続して実施するとともに、災害廃棄物の処理を行う組織体制を構築する。
- 市町村は、災害廃棄物処理計画を踏まえ、組織体制・指揮系統を整備する。県は、市町村からの支援ニーズを把握するとともに、市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築するための支援・技術的な援助や、国や周辺自治体等との広域的な協力体制の確保や連絡調整等を行う。
- 必要に応じて、市町村からの地方自治法に基づく災害廃棄物処理の一部の事務委託も検討する。
- 一般廃棄物処理事業者団体や産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体等に対して、災害支援協定等に基づき協力、支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を確保する。

【準備する事前復興】

- 収集運搬車両、排出用機材、重機等の保有状況及び調達先について、市町村は、事前にリストアップしておく。(県環)
- 収集運搬に必要な資機材について、市町村は、事前に近隣市町村及び建設事業者等との相互協力及び優先調達の体制を構築しておく。(県環)

【実践する事前復興】

- 処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村は、事前に災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成等を行っておく。(県環)

(エ) 廃棄物処理施設の復旧 (県環)

- 市町村は、一般廃棄物処理施設及び運搬ルート of 被害状況を調査し、安全性の確認を行うとともに、補修が必要な場合は必要機材を確保し補修を行い、早期の復旧を図る。
- 市町村は、施設の再開に必要なライフライン機能の早期回復を要請する。
- 施設復旧に時間を要する場合には、市町村は、広域処理の要請も検討する。

【準備する事前復興】

- 市町村は、迅速な処理再開が可能となるよう施設の点検、補修体制を事前に整備しておく。(県環)
- 施設等の速やかな復旧を図るため、市町村は、「点検の手引き」を作成するとともに、事前に補修に必要な資機材、部品、燃料等の備蓄を行っておく。(県環)

(オ) 災害廃棄物処理の基本方針・実行計画の作成 (県環)**a 基本方針の決定**

- 県及び市町村は、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の実施の観点から、地域の実情に配慮し、処理主体、処理期間、処理方法などを定めた「災害廃棄物処理の基本方針」を作成する。

- 方針には、仮置場搬入の前段階から災害廃棄物の分別を徹底するとともに、可能な限り再資源化・減容化に配慮した方策を定める。

b 災害廃棄物処理実行計画の作成

- 県及び市町村は、災害廃棄物処理計画等を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握した上で、発災から数ヶ月以内を目安に「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。
- 実行計画には、発災した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュールなどを整理し、県及び市町村の災害の規模に応じて具体的な内容を示す。
- 県及び市町村は、実行計画を処理の進捗に応じて段階的に見直す。

【準備する事前復興】

- 県及び市町村は、災害廃棄物処理についての事前検討を行い、災害廃棄物処理計画で、役割分担等を明確にするとともに、あらかじめ事業継続性や受援の観点から必要な事項を取りまとめておく。(県環)
- 市町村は、災害廃棄物の具体的な処理フローを策定し、災害発生後に、被害状況等を踏まえた見直しを、機動的かつ迅速に行える体制を事前に構築しておく。(県環)

【実践する事前復興】

- 市町村は、平時から策定した具体的な処理フローに基づく訓練を行っておく。(県環)

(カ) 災害廃棄物処理の実施（県環）

a 中間処理

- 被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、市町村等は、復興計画や復興事業の進捗にあわせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、様々な課題に応じた適切な方法を選択する。
- 仮置場については、市町村は、輸送効率の向上を考慮し、配置及び搬入ルートを検討を行う。
- 2次仮置場では、市町村は、災害廃棄物の破砕・分別処理等の中間処理を行い、再利用が可能なものについては可能な限り再利用を図る。再利用が不可能なものについては焼却処理などできるだけ減容化を図った上で、最終処分場に搬入する。
- 市町村は、必要に応じて仮設のコンクリート破砕・選別施設、木材等破砕機、仮設の焼却炉等を設置する。
- 最終処分場については、県及び市町村は、現在の処理施設の施設内容、施設数、災害廃棄物処理事業需要等を踏まえ、処理施設ごとの処理量を設定する。

b 広域処理

- 被災状況を踏まえ、県及び市町村は、広域処理・処分の必要性について検討する。
- 県及び市町村は、既存施設の利用のほか、新規処分場の確保、広域処理・域外処理、積み出し基地の設置などを考慮する。
- 広域的な処理・処分を行う場合には、国と協議の上、広域処理に向けた調整を行う。
- 処理・処分先については、市町村は、必要に応じて、民間事業者団体のネットワークを活用し、確保する。
- 処理・処分に当たり、搬出物の品質がバラつかないように留意するなど、市町村は、受入側の条件に配慮する。

c 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

- 市町村は、災害応急対応に引き続き、有害廃棄物や危険物を発見次第、優先的に回収する。
- 災害廃棄物処理の進捗に伴い、発見される有害廃棄物も減少されると想定される。しかし、災害廃棄物の撤去や建物解体・撤去中に有害廃棄物や危険物が発見されることもあるため、市町村は、その都度、回収し処理を行う。
- 有害物質や油等を取り扱う事業所が再稼働する場合は、市町村は、周辺環境への影響防止が図られているか状況を確認し、必要に応じて指導する。

d 補助金の活用

- 環境省における災害廃棄物関連補助金は、「災害等廃棄物処理事業」と「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類があり、市町村等は、それぞれの事業を有効に活用する。

【準備する事前復興】

- 早期の復旧・復興を図るため、県及び市町村は、あらかじめ災害廃棄物発生推計量に基づく想定処理スケジュールを策定しておく。(県環)
- 市町村は、災害時において優先回収する災害廃棄物の種類、必要な機材、収集運搬方法・ルート等に関するマニュアルをあらかじめ作成しておく。(県環)
- 県及び市町村は、平時使用している中間処理施設や最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に備え、隣接する県や市町村にある施設の利用の可能性について事前に協議を行うとともに、受援方法についてあらかじめ検討しておく。(県環)

(キ) 環境対策の徹底 (県環)

- 災害廃棄物処理に伴う環境汚染を防止するため、市町村は、廃棄物の種類に応じて適正な処理を実施する。
- 周辺の生活環境への影響や労働災害の防止の観点から、損壊家屋等の解体撤去現場や災害廃棄物等の仮置場、仮設焼却炉など災害廃棄物処理の現場においては、市町村は、環境対策や環境モニタリングを実施する。
- 市町村は、運搬車両から飛散防止策を徹底する。
- 環境対策として、市町村は、大気質、臭気、騒音・振動、土壌、水質などへの影響を低減する措置を講じる。
- アスベスト含有廃棄物は区分し、散水を行うなど飛散防止対策を行い適正に保管するよう助言する。
- 処分場・仮置場及びその周辺における粉塵、騒音・振動対策等を実施するよう助言する。
- 地震又は津波により被災した建物等については、市町村は、解体又は撤去前にアスベストの事前調査を行い、飛散性アスベスト(廃石綿等)又は非飛散性アスベスト(石綿含有廃棄物)が発見された場合は、災害廃棄物にアスベストが混入しないよう適切に除去を行い、「アスベスト廃棄物」として適正に処分する。

市町村に期待する取組

- 処分場・仮置場及びその周辺における騒音、振動対策等を実施する。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 処理計画に基づき、廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の仮置場の確保・運営、中間処理施設（破碎・選別施設、焼却処理施設）の活用・新規設置、最終処分場等の可能用地の事前検討、広域的な連携・協力体制の構築を事前に実施しておく。（県環）
- 仮置場候補地の必要面積の選定・確保及びレイアウト・必要資機材等をあらかじめ検討しておく。（県環）
- 仮設処理施設等の必要性の検討及び仮設場所を事前に選定・確保しておく。（県環）

【実践する事前復興】

- 一般廃棄物処理施設の耐震化等をあらかじめ実施しておく。（県環）

事業者等に期待する取組

- 一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体等は、「事業継続計画（BCP）」策定等により、災害廃棄物等の処理に対応できる体制を整備する。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体等は、災害時応援協定に基づいた連絡調整や支援体制をあらかじめ整備しておく。（県環）

【実践する事前復興】

- 一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体等は、県及び市町村と連携した情報伝達等の訓練をあらかじめ実施しておく。（県環）

その他（特記事項、留意点）

（ア）避難所ごみ

- 廃棄物の腐敗に伴うハエなど害虫の発生や、生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、その対策が重要である。市町村は、避難所を管理・運営する災害救助主管部署や衛生主管部署との連携を図り、害虫等の発生状況や課題の把握等及び害虫等の駆除活動について対応する。
- 害虫駆除に当たっては、市町村は、専門機関に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱臭剤等の散布を行う。

（イ）損壊家屋等の撤去

- 市町村は、損壊家屋等の撤去を行う場合には、石綿等の有害物質、LPガスボンベ、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

（ウ）畜産廃棄物の処理

- 畜産事業者は、家畜の死体を化製場等で適正に処理する。処理能力不足等により、やむを得ず一時保管する場合は、土層の土地、又は底部をビニールシートで覆った穴に埋め、化製場で処理ができる段階まで備える。獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）について、適正な処理ができない場合には、保健所の許可の下、埋却を行う。

(エ) 思い出の品・貴重品

○市町村は、平時に検討したルールに従い、思い出の品及び貴重品の回収・保管・運営・返却を行う。

○過去の災害においては、公費解体の際に、業者自身又は業者と重機系ボランティアが連携し、貴重品・有価物や、遺品、位牌、仏壇、アルバムなどの所有者にとって価値のある大切な思い出の品の取り出しが行われた事例がある。このことは、被災者の経済的・精神的な復興につながるものである。また、「家とのお別れ」の儀式をしっかりとすること、壊れた家であっても、丁寧な対応をしてもらえたことは、被災者の心の支えとなるため、取扱いに注意する。

(オ) 歴史的遺産・文化財等

○県及び市町村は、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点を周知徹底する。

(カ) 処理事業費の管理

○県及び市町村は、災害廃棄物を処理する際の処理単価などについて、協定等を締結しておく。

(キ) その他

○PCB等の適正処理が困難な廃棄物は、発災後も基本的には平時と同様の扱いとするが、応急的な対応として市町村が回収を行った後に、まとめて業者に引き渡すなどの公的な関与の検討が必要な場合もある点に留意する。

○災害廃棄物の処理について、災害対策基本法上、廃棄物処理の特例措置が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められた場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができる。

関連する法令、計画、資料等

○廃棄物の処理および清掃に関する法律

○災害対策基本法

○化製場等に関する法律

○災害廃棄物対策指針（環境省）

○大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（環境省）

○大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画
（災害廃棄物対策四国ブロック協議会）

○徳島県災害廃棄物処理計画

(1) 復興体制の整備 ア 震災復興本部等の設置・運営

【3-2-(1)-ア】

趣旨・概要

- 復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するためには、全庁的な体制を敷くとともに、それを統括、調整するための組織として「震災復興本部」の設置・運営が必要である。
- 復興に向けた取組を長期的視点に立ち計画的かつ迅速に実施するため、震災復興本部を設置する。(災害対策本部とは別組織)
- 復興方針・復興計画等を諮問するため、復興関連分野の専門家で構成される震災復興会議(仮称)を設置する。
- 復興施策においては、市町村、他の都道府県、国等との連携による対応や複数の自治体による広域的な対応が求められる分野があることから、それぞれの役割分担を踏まえ、各機関が連携・調整を図りつつ推進する。
- 災害後、一定の期間は、災害対策本部との2本部体制とする。

実施時期

被災後1週間～被災後10年

関係部局

危機管理部、(政策創造部)

項目・手順等

(ア) 震災復興本部(危機)

- 震災からの速やかな復興を図るため、復興に関わる総合的措置を講じ、復興に関する事務等を行う組織(徳島県震災復興本部)を庁内に設置する。
- 当該本部内における復興計画を進める担当部局は、既存計画(施策)との整合性の確保や庁内各部局との調整をしながら、被災状況の把握、復興方針及び復興計画の策定、復興に向けたロードマップを提示する。
- 復興及び住民生活の安定が図られたときに同本部を廃止する。

a 震災復興本部会議

- 復興施策を展開していくため、各担当部局が相互に協議・調整を図る場として、震災復興本部会議を運営する。
- 同会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興方針、復興計画の策定等、復興に関わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理を行う。

b 震災復興本部事務局

- 復興計画等の案の作成や復興施策等の部局横断的な調整などを行う。

c 震災復興会議(仮称)

- 指定公共機関、外部の有識者等から構成され、復興方針・復興計画等の審議を行う。
- 震災復興会議には、多くの関係者が参画することが重要である。

【準備する事前復興】

○どのような構成により復興体制を構築するのかについて、あらかじめ定めておく。
(危機)

○災害対策本部と震災復興本部の事務分掌の棲み分けについて、あらかじめ検討しておく。
(危機)

○既存部局の分掌事務にない復興関連業務を洗い出し、担当部局を明確にし、事前に地域防災計画に位置付けておく。
(危機)

【実践する事前復興】

○被災後速やかに震災復興本部が設置できるよう、平時から立ち上げ訓練を実施しておく。
(危機)

(イ) 各主体との連携 (危機)**a 復興連絡協議会 (仮称)**

○復興に向けた広域的な整合性を図るために、県が中心となり市町村との連携を図る復興連絡協議会 (仮称) の設置を検討する。

b 住民・事業所等との協力連携

○復興対策の実施に当たっては、住民、事業所等との連携・協力のもと適切な合意形成を図る。

○特に、復興計画の策定や施策の推進に際しては、地域の住民・事業所等の意向を十分に反映させる必要がある。

○具体的には、市町村、「徳島県地域継続推進協議会」等と連携し、意見の聴取を行う。

c 国や他の都道府県との連携

○被害が広範囲に及んだときは、他の都道府県の復興計画との整合性を図りながら復興施策を推進することが必要となるため、国や他の都道府県との連携を図る。

d 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

○地域防災計画で位置づけられている指定公共機関及び指定地方公共機関については、地域の復興に向けた協議の場を設け、連携を図る。

【準備する事前復興】

○被災市町村の復興対策を推進する部署名・分掌事務・担当者名を事前に確認しておく。
(危機)

○平時から地域継続推進協議会等の会議体を活用し、相互に「顔の見える関係」を構築しておく。
(危機)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○どのような構成により復興体制を構築するのかについて、あらかじめ定めておく。
(危機)

- 災害対策本部と震災復興本部の事務分掌の棲み分けについて、あらかじめ検討しておく。(危機)
- 既存部署の分掌事務にない復興関連業務を洗い出し、担当部署を明確にし、事前に地域防災計画に位置付けておく。(危機)
- 復興計画の策定等に向け、住民の意見を十分に反映させられるような体制をあらかじめ検討しておく。(危機)

【実践する事前復興】

- 被災後速やかに震災復興本部が設置できるよう、平時から立ち上げ訓練を実施しておく。(危機)

事業者等に期待する取組

- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 住民、事業者等は、平時から県及び市町村が設置する会議体に積極的に参加し、相互に「顔の見える関係」を構築しておく。(危機)

その他（特記事項、留意点）

(ア) 人的資源の確保

- 復旧・復興への取組に当たって、特に人材の不足が予想される部門や技術職をはじめとする職種への、庁内からの弾力的、集中的な職員配置を行うことが重要である。
- 必要に応じて、臨時職員の雇用、他都道府県等への職員の中長期派遣要請、OB・OGの確保等を図ることが重要である。

(イ) 庁内外への十分な情報提供の実施

- 住民、関係機関及び庁内の関係部局が常に復興状況の把握ができるよう、復興関連情報を庁外に対しては、広報誌、ホームページ、SNS等を活用し、積極的に広報するとともに、庁内に対しては、随時伝達、共有することが重要である。

(ウ) 外部事業者の活用

- 状況に応じて、復興対策を迅速、円滑に推進するために、人手不足・地域雇用の観点も考慮し、各種資料作成、調査等を行う外部事業者の活用を検討する。

(エ) 復興組織の廃止・組織更新

- 各種復興事業が完了し、平常業務へ移行したと認められる時点において、庁内で関係部局と調整を図りつつ、復興組織の廃止あるいは縮小についての検討を行う。

関連する法令、計画、資料等

- 大規模災害からの復興に関する法律（復興法）
- 徳島県地域防災計画

(2) 復興計画の策定 ア 復興方針の策定

【3-2-(2)-ア】

趣旨・概要

- 復興法において、特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、国が定める復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針を定めることができると規定されている。
- 県の復興方針に即して市町村の復興計画が策定されるため、復興方針を速やかに公表する必要がある。

実施時期

被災後1週間～被災後1か月（国の基本方針策定後、速やかに）

関係部局

危機管理部、[\(政策創造部\)](#)

項目・手順等

(ア) 復興方針の内容（危機）

- 復興法第9条第2項においては、次に掲げる事項を定めるものとされている。
 - 一 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
 - 二 特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針
 - 三 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

(イ) 復興方針策定のプロセス（危機）

- 専門的な意見を聴取するため、有識者等が委員となる徳島県震災復興会議（仮称）を招集し、復興方針（案）を諮問する。その後、徳島県震災復興会議（仮称）の答申を踏まえ、復興方針を策定する。

(ウ) 復興方針の公表（危機）

- 復興方針は、住民、市町村、他都道府県、国等へ広く公表する。

【準備する事前復興】

- 本指針の第1章3に記載されている「復興の基本理念」は、復興方針の基本理念としてあらかじめ全庁で共有しておく。（危機）
- 過去の災害における復興方針（基本方針）について、事前に情報収集しておく。（危機）
- 復興方針で取り上げるべき項目を整理し、内容についてあらかじめ検討しておく。（危機）
- 市町村や関係機関に対し、あらかじめ県の復興方針策定に向けたプロセスを周知しておく。（危機）

【実践する事前復興】

- 本指針を活用し、具体的な復興方針策定に向けたイメージトレーニングをあらかじめ実施しておく。(危機)

市町村に期待する取組

- 復興方針の内容について、速やかに住民に対して周知するとともに、当該復興方針に則した復興計画を迅速に策定する。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他（特記事項，留意点）

（ア）被災状況の把握

- 地域を復興する際に、どのような方針・手法で復興するかは、地域の被災状況に大きく左右されることから、地域の実情も踏まえた復興方針を策定することが重要である。

（イ）復興方針の基本理念

- 復興方針における基本理念は、本指針の第1章3の「復興の基本理念」によるものとする。
- 基本理念は、全庁で共有しておく。

（ウ）復興の基本的考え方と目標水準の設定

- 震災復興本部は、復旧・復興対策を進める上で、『未知への挑戦』とくしま行動計画における将来ビジョンに基づき、復興方針を設定する。
- 復興の目標水準については、被害の程度や震災後の社会経済状況を勘案しつつ、何よりも住民との十分な合意形成に基づいて設定することが重要である。

（エ）既存の長期計画・広域計画等との整合性

- 復興方針の策定においては、行政施策の継続性、一貫性の観点から、総合計画をはじめとする既存の長期計画・広域計画等との整合性に配慮する。従って、地域の復興策を検討する際にも、こうした既存計画との整合性等についてのチェックを行い、既存計画自体を見直す必要がある場合については、復興計画の作成とあわせて既存計画の修正を行っていく必要がある。

関連する法令，計画，資料等

- 大規模災害からの復興に関する法律（復興法）
- 『未知への挑戦』とくしま行動計画
- 徳島県地域防災計画
- 徳島県震災復興都市計画指針

(2) 復興計画の策定 イ 復興計画の策定及び進行管理

【3-2-(2)-1】

趣旨・概要

- 復興法において、特定被災市町村は、復興基本方針及び復興方針に即して、復興計画を策定できる旨が規定されている。
- 「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」において、県は、市町村と連携して、県民及び事業者等の参画を図りながら、震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、当該復旧及び復興に関する計画を早期に作成することが規定されている。
- 発災後、復興対策を迅速かつ効果的に実施していくため、県及び市町村はその基本となる復興計画を速やかに策定し、その内容を住民、事業者等に周知することにより、関係者間で共有し、合意形成を図っていく必要がある。
- 復興に向けての取組は、平時における取組と比較にならないほどの規模と量の業務に取り組むことになるため、柔軟で適切な進行管理が必要となる。

実施時期

被災後2週間～被災後10年

関係部局

危機管理部、[\(政策創造部\)](#)

項目・手順等

(ア) 復興計画の内容（危機）

- 地域防災計画においては、次に掲げる事項を定めるものとされている。
 - ・復興に関する基本理念
 - ・復興の基本目標
 - ・復興の方向性
 - ・復興の計画期間
 - ・復興計画の対象地域
 - ・分野別の復興施策
 - 環境、生活、衛生、廃棄物
 - 保健、医療、福祉
 - 経済、商工、観光、労働
 - 農業、林業、水産業
 - 公共土木施設
 - 教育
 - 防災、安全・安心
 - ・復興に関する行財政運営

(イ) 復興計画策定のプロセス（危機）

- 震災復興本部は、復興法に基づく復興基本方針及び復興方針に即して、復興の具体的な取組と事業をまとめた復興計画を策定する。
 - ・復興方針を基に、震災復興本部事務局は、原案を作成する。

- ・住民，議会，市町村，関係機関に対しても意見を求める。その後，意見を集約し，復興計画（案）を策定する。
- ・徳島県震災復興会議（仮称），震災復興本部会議の審議を経て，復興計画を決定する。

（ウ）復興計画の公表（危機）

- 住民や市町村などが協働・連携して復興対策を推進するため，復興計画は，住民，市町村，他都道府県，国等へ広く公表する。

（エ）復興計画の進捗状況の評価及び見直し（危機）

- 震災復興本部及びその下部組織は，きめ細やかな進行管理を行うとともに，復興に向けた取組は，長期にわたり，状況変化が著しいことから，計画の改定期に応じた全体的な見直しのみならず，計画期間中においても，進捗状況を勘案した上での評価及び柔軟な見直しを行う。
- 東日本大震災においては，各種事業等の公表に加え，住民への意識調査（「復興ウォッチャー調査」等），被災事業者への復興状況調査，政策評価との連携などにより，復興計画の進行管理を行った事例がある。

（オ）市町村での復興計画策定へ向けた支援（危機）

- 適宜の情報提供や相談・質問に応じ，市町村の速やかな復興計画策定を支援する。

【準備する事前復興】

- 復興計画で取り上げるべき項目を整理し，内容についてあらかじめ検討しておく。
（危機）
- 復興計画策定に活用できるよう，地域の人口，産業，都市施設等に関する各種データをあらかじめ収集・整理しておく。（危機）
- 具体的な内容を検討するために必要となる地籍，建物，権利関係，地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータをあらかじめ整備，保存及びバックアップを行っておく。
（危機）
- 過去の災害における復興計画策定のプロセス，合意形成の方法等について事前に情報収集しておく。（危機）
- 市町村の速やかな復興計画策定に向けた事前復興の取組を平時から支援しておく。
（危機）

【実践する事前復興】

- 具体的な復興計画策定に向けたイメージトレーニングをあらかじめ実施しておく。
（危機）

市町村に期待する取組

- 復興計画策定に当たり，住民等のニーズを尊重するため，住民，事業者，関係者等が構成員となって地域づくりに取り組むための協議会等を立ち上げ，合意形成を図る。

■参考：東日本大震災からの復興における合意形成事例

○大槌町における復興計画の策定

町民、事業者、町が協働で復興を推し進めていくことを復興方針としたことに伴い、災害復興基本条例に基づく会議体として、地域ごとの検討組織「地域復興協議会」を立ち上げ、地域ごとの住民意向の集約を行った。また、大学有識者らにコーディネーターとして参画・運営支援を依頼した。協議会で作成された案については、復興計画策定の中核組織である「大槌町再生創造会議」において詳細な検討を行った。

○釜石市における復興まちづくり基本計画の検討

市の方針の説明と住民側からの意見を収集する場として、被災地区ごとに「復興まちづくり懇談会」を設置した。また、懇談会で出てきた各地域の意見をとりまとめる組織として、「復興地域会議」を組織した。これらは、従前の組織をベースとして、組織体制を強化したものであり、従前の組織を活用したことで、スピードを重視しつつ、きめ細やかな住民意見の把握が可能となった。

○上記「項目・手順等」を参考に取り組を検討する。

【準備する事前復興】

- 復興計画で取り上げるべき項目を整理し、内容についてあらかじめ検討しておく。
(危機)
- 復興計画策定に活用できるよう、地域の人口、産業、都市施設等に関する各種データをあらかじめ収集・整理しておく。(危機)
- 具体的な内容を検討するために必要となる地籍、建物、権利関係、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータをあらかじめ整備、保存及びバックアップを行っておく。
(危機)
- 過去の災害における復興計画策定のプロセス、合意形成の方法等について事前に情報収集しておく。(危機)
- 協議会等の運営方法についてあらかじめ定めておく。(危機)
- 住民の意見を取りまとめるための協議会等を、あらかじめ設置しておく。(危機)

【実践する事前復興】

- 地区防災計画の策定を支援するとともに、必要と認められる場合は、当該地区防災計画を事前に作成する復興計画や地域防災計画にあらかじめ盛り込んでおく。(危機)
- 住民等との合意形成を図るため、協議会等の場において、イメージトレーニング等の復興訓練をあらかじめ継続的に実施しておく。(危機)

事業者等に期待する取組

- 住民、事業者等は、市町村が設置する協議会等、及び復興計画の策定プロセスに積極的に参画する。
- 上記「項目・手順等」を参考に取り組を検討する。

【準備する事前復興】

- 住民、事業者等は、事前に市町村が設置する協議会等に積極的に参画しておく。
(危機)

【実践する事前復興】

○住民、事業者等は、平時から協議会等が実施するイメージトレーニング等の復興訓練に積極的に参加しておく。(危機)

その他（特記事項，留意点）

（ア）地域等との連携

- 復興計画は多様な分野に及ぶことに加え、住民生活や産業、雇用に密接に関わるものであることから、住民や事業者の意見を十分に反映させるため、次のことを検討する。
 - ・パブリックコメント等による意見の募集，アンケートによる意識調査の実施
 - ・事業者や関係産業団体の意見の聴収
 - ・県外へ避難した被災者への周知，意見募集方法
- 住民や事業者の意見をより反映し合意形成を図るためには、段階的に内容を提示していくことが必要である。特に、復興計画の大枠及び方向性については、固まった段階で、その都度住民に提示し、それらに対する住民や事業者の意見を十分に復興計画に反映させることが重要である。

（イ）復興計画における特別措置

- 復興法において、復興計画における特別措置として、次の4点が定められた。
 - ・復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できること。
 - ・復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。
 - ・復興の拠点となる市街地を整備するため、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。
 - ・大規模災害を受けた市町村からの要請により都道府県が都市計画の決定等を代行できること。

関連する法令，計画，資料等

- 大規模災害からの復興に関する法律（復興法）
- 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例
- 災害復興対策事例集（内閣府）
- 徳島県地域防災計画
- 徳島県震災復興都市計画指針

(3) 広報・相談対応の実施 ア 広報

【3-2-(3)-ア】

趣旨・概要

- 復興に関する行政の方針や具体の施策等を整理し、分かりやすく速やかに住民に広報する。
- 住民が、公平公正に情報を受け取り、情報弱者を出さないよう留意する。
- 高齢者、女性、障がい者、外国人等にも配慮した正確できめ細やかな各種広報活動を展開する。
- 県外に避難した住民にも情報発信を行い、必要な情報の周知を図る。
- 災害対策本部と連携し、被災者、関係者等にシームレスな情報提供を行う。

実施時期

被災直後～被災後10年

関係部局

危機管理部、経営戦略部、保健福祉部、商工労働観光部

項目・手順等

(ア) 広報手段・ルートの確保（危機、経戦、保福、商工）

a マスメディア等との連携

- 新聞、テレビ、ラジオ、CATV、インターネット等の情報を提供するメディアとの連携により、広報を行う。
- マスメディアの専用場所を庁内に確保・提供する。

b 避難先情報の把握

- 郵便局と連携して、被災者への郵便等による情報提供体制を構築する。

c 外国人への広報

- 国際交流等の担当部署が中心となり、多言語による防災ハンドブックや緊急カード等を作成し配布するなど、多くの言語に対する体制を構築する。各国大使館・領事館や外国人支援ボランティア等の協力が有効である。
- とくしま国際戦略センターに「地域外国人コーディネーター」を配置し、市町村や地域の国際交流団体との連携により平時の在住外国人の実態把握に取り組むとともに、災害時には正確できめ細やかな情報提供を行う。

d パンフレット・臨時広報紙等の作成・配布

- 市町村・事業者等の協力を得ながら、パンフレット・臨時広報紙等の作成・配布体制を構築する。

e 市町村との連携

- 被害が甚大で、独自の広報活動が困難となった市町村については必要に応じ、広報活動に係る支援体制を構築する。

f 報道，問い合わせ，うわさ状況の把握

- 報道，問い合わせ，うわさの多い事項を把握し，誤報やデマ等の発生に対する打ち消し広報だけでなく，SNS等による被災地の積極的な情報発信を行うなど，必要な措置を行う。

g 一元的な窓口の設置

- 被災者等の混乱を防ぐとともに，行政機関への直接の問い合わせを軽減するため，各種の問い合わせに対応できる一元的な窓口を設置する。

【準備する事前復興】

- 平時から，防災・危機管理情報のホームページサイトの「安心とくしま」，「すだちくんメール」，「防災危機管理情報・県公式ツイッター」等の広報手段を周知するとともに，本指針を当該広報手段等により住民に周知しておく。（危機，経戦）
- 新聞，テレビ，ラジオ，CATV，インターネット等のメディアの活用方法を検討し，必要に応じて協定等を事前に締結しておく。（経戦）
- 被災者の避難先の把握・情報共有について，日本郵政との包括連携協定に基づき，郵便局と協力方法等についてあらかじめ検討しておく。（経戦）
- パンフレット・臨時広報紙等の作成については，被災地内の印刷業者等の被災も想定し，事前に全国レベルで対応可能な事業者等を検討しておく。（経戦）
- 大規模災害では，パンフレット・臨時広報紙等の配布が困難となることも想定し，避難所への食料・物資配布ルートを活用，自治会等を活用した配布等をあらかじめ検討しておく。（経戦）
- とくしま国際戦略センターに「防災安心情報コーナー」を設け，防災に関する必要な情報をあらかじめ提供しておく。（商工）
- 地震への備えや発災後の行動について多言語で説明した防災ハンドブック，災害用緊急連絡先，指さし会話フレーズ等を掲載した緊急カードを作成し，県関係機関や市町村，外国人観光客が利用する施設等に事前に配布しておく。（商工）
- とくしま国際戦略センターに「地域外国人コーディネーター」を配置し，市町村や地域の国際交流団体との連携により，在住外国人の実態を事前に把握しておく。（商工）
- 県内の在住外国人への防災に関する啓発のため，東日本大震災の経験を踏まえた外国人向け防災研修をあらかじめ実施しておく。（商工）

【実践する事前復興】

- とくしま国際戦略センターは，入国管理局，労働局，医師会等の関係各機関と連携し，外国人被災者を想定した「大規模災害時対応訓練」を事前に実施しておく。（商工）

(イ) 広報の一元的な体制の整備（危機，経戦）

a 行政機関における広報の一元化の徹底

- 早急に一元的な広報体制を構築し，庁内，関係機関へ周知・徹底する。

b 行政機関の担当窓口・連絡情報の一元化

- 施設の被災や通常と異なる組織再編などにより，各種担当部局連絡先等が変更される場合があることから，担当部局の新設，連絡先等の変更について一元的に情報を把握し，問い合わせ等に対応できる体制を構築する。

【準備する事前復興】

- 関係機関と連携し，各種担当部局連絡先をあらかじめ決めておく。（危機，経戦）

市町村に期待する取組

- 被災地の復興状況の把握を行うとともに、SNS等による被災地の積極的な情報発信を行う。
- 各地区の事業進捗やまちづくりへの取組状況などについて定期的に広報する。また、これに併せて各地区のまちづくり組織等による情報発信を支援する。
- 従前居住者及び土地所有者等関係者に対し、被災地全般に係る事項、特定地域に関する事項それぞれの広報を行う。
- 災害情報、被災者支援情報、生活関連情報等を提供するために、臨時のFM放送局（臨時災害放送局）の開設を検討するとともに、被災者の受信方法にも配慮した情報発信を行う。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 普段から地域コミュニティ等を通じた広報を実施している場合には、あらかじめそれらの活用を事前に検討しておく。（経戦）
- 地域外に避難している住民にも必要な情報を周知するため、その避難先等の把握方法を事前に検討しておく。（経戦）
- 被災者の避難先の把握・情報共有等について、郵便局との協定締結や協力方法等について事前に検討しておく。（経戦）
- 臨時災害放送局の設置、場所、体制等について、事前に検討しておく。（経戦）

事業者等に期待する取組

- 住民や地域コミュニティは、県が発信する「安心とくしま」や「すだちくんメール」、「防災危機管理情報・県公式ツイッター」により、正確な情報を入手し、確認する。
- 住民や地域コミュニティは、SNS等による被災地の積極的な情報発信を行う。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 住民や地域コミュニティは、事前に「安心とくしま」、「すだちくんメール」、「防災危機管理情報・県公式ツイッター」等に登録し、使用できる状態にしておく。（危機、経戦）

その他（特記事項、留意点）

（ア）広報実施の基本事項

- 重要な広報に関しては、できる限り知事等が直接被災者に語りかける形で情報提供する。
- 被害情報、関連情報、統計情報を準備し、配布できるようにする。
- 広報担当部局は、定期的に関係部局との情報交換を実施し、最新の情報を共有する。
- マスメディアへの情報提供は、定期的を実施する。これに加え、復興までの期間における重要な区切りの時期に向けて、最新情報を準備し、積極的な情報提供を行う。（発災後1週間、1か月、3か月、半年、1年、3年、5年、10年など）
- 一部地域の被害が集中的に報道されることにより、支援の偏在などが起きないように、被害情報を収集し、マスメディア・関係業界団体を通じて、全国あるいは世界への情報発信を積極的に展開する。同様に、復旧・再建情報について積極的に広報する。

(イ) 生活再建に係る広報

- 医療・福祉，罹災証明の取得，ゴミ・がれきの処分，応急的な住宅の確保，住宅の補修・再建，雇用，各種給付金や義援金支給，税の減免，心のケアなど，被災者の生活再建に関する広報は多岐にわたる。制度等を広く周知することに加え，対象者に向けたきめ細やかな広報実施を心がける。
- 高齢者・障がい者・外国人等への広報を徹底するよう体制を整える。
- 被災地外への避難者にも情報提供を行う。

(ウ) 産業関連の広報

- 被災事業者に対し，雇用の維持及び事業の再開に関する情報の提供を行うとともに，物流，取引など，間接的被害を軽減する情報の提供を行う。
- 復旧や再建，取引先等への対応，資金調達など，被災事業者は各種対応に追われるため，行政等の施策情報を活用する余裕がない状況となりがちである。様々な支援制度を分かりやすく紹介した冊子の提供や関係業界団体を通じた広報を徹底することが有効である。
- 災害報道によって，被災地全てが壊滅的被害を受けたようなイメージが広がり，風評被害をもたらすことも多いため，マスメディア・関係業界団体を通じて，全国あるいは世界へ復旧・再建情報を積極的に広報する。また，発信する内容について事前に検討しておくことで，産業の早期復興につながる。

関連する法令，計画，資料等

- 臨時災害放送局開設等の手引き（総務省）

(3) 広報・相談対応の実施 イ 相談・各種申請の受付

【3-2-(3)-1】

趣旨・概要

- 発災後、被災者は様々な生活上の不安や問題を抱えることになる。これに対し、行政等からは、各種支援策が発表されるが、その内容は多岐にわたり、制度利用上の条件や各種手続は複雑なものとなる。
- 行政が相談窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことが必要となる。
- 相談で得られた情報は、その後の支援策を検討する際の重要な情報として活用する。
- 支援施策所管部局は、各種申請等の受付について、被災者等の負担を軽減しつつ、効率的に実施するため、上記相談窓口との連携を図る。

実施時期

被災直後～被災後10年

関係部局

危機管理部，保健福祉部，商工労働観光部，県土整備部，監察局

項目・手順等

(ア) 相談窓口設置に向けた取組（監察）

- 参集した職員により、相談窓口の設置を行うとともに、県災害対策本部と情報共有を行い、被災者からの相談受付体制を早期に構築する。
- 県庁コールセンター機能の早期復旧を図り、電話での相談受付体制を構築する。
- 被災者への支援施策を把握するとともに、支援施策所管部局と連携し、被災者からの相談にワンストップで対応できる体制を整える。
- 必要な各種専門家を把握し、相談の内容に応じて、連携体制を構築する。
- 生活再建に関する広範囲な相談については同一の場所で受け付け、県災害対策本部、支援施策所管部局等と連携し、必要な情報を総合的かつ一元的に提供する。

(イ) 相談窓口での取組（商工，監察）

- 相談の多い内容を把握し、FAQを作成する。これを広報部門を通じて広報するよう要請するとともに、県庁コールセンターにおける電話対応においても活用する。
- 被災者への支援施策に関する県からの情報提供内容や市町村が発行する臨時広報などの情報を収集及び掲示し、相談に訪れた被災者への情報周知を図る。
- 外国人被災者を対象に、災害時通訳ボランティアの配置や他言語音声アプリを活用した窓口を設置し、大使館・領事館や外国人団体の被災状況等の各種情報提供及び国や関係機関などとの連携により各種生活相談に対応する。

(ウ) 市町村での総合相談窓口設置に向けた支援（商工，監察）

- 市町村の相談窓口への支援を行うため、各フェーズにおいて必要となる各種専門家を把握し、連携体制を構築する。

【準備する事前復興】

- 内閣府が作成している「被災者支援に関する各種制度の概要」や他の災害での事例を情報収集し、想定される相談内容や支援施策所管部局を事前に整理しておく。(監察)
- 災害時における各土業の役割や必要とされる時期等を事前に整理しておく。(監察)
- 平時から土業ネットワーク等と連携し、大規模災害発生時に必要となる被災者からの相談窓口の設置に係る検討体制を整えておくため、徳島県土業ネットワーク推進協議会との協定に基づく相談業務に係る支援要請フロー図を作成するとともに、市町村へ制度スキームの周知を図っておく。(監察)
- 事前にとくしま国際戦略センターに「災害時通訳ボランティア」を登録するとともに、研修会の実施等によりボランティアのスキルアップを図っておく。(商工)
- 大規模災害発災時に外国人に対する相談及び情報提供を行う「災害時外国人相談センター」を円滑に設置できるよう、「徳島県災害時外国人等対応マニュアル」を策定し、相談体制をあらかじめ検討しておく。(商工)

(エ) 災害ケースマネジメントによる支援(危機、保福、県土、監察)

- 大規模災害からの生活再建に当たっては、県及び市町村は、土業ネットワーク、関連団体等と各フェーズにおいて緊密に連携し、個々の被災者からのニーズに対応した、平時と災害時を組み合わせた支援策(災害ケースマネジメント)を実施することが効果的である。

■参考：災害ケースマネジメント

- 災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など、個別の支援を組み合わせる計画を実施する取組である。
- ハリケーン「カトリーナ」(平成17年)で甚大な被害を受けたアメリカ合衆国で初めて制度化され、国内では東日本大震災で被災した仙台市が初めて本格的に取り入れた。
- また、鳥取県では鳥取県中部地震(平成28年)を契機として、全国で初めて災害ケースマネジメントを恒久的に制度化した。

【準備する事前復興】

- 県及び市町村は、先進地等の災害ケースマネジメントの取組について情報収集し、その導入等について事前に検討しておく。(危機、保福、県土、監察)
- 平時から福祉を中心に市町村、専門職団体、ボランティア等との災害ケースマネジメントに係るネットワークを構築しておく。(危機、保福、県土、監察)

市町村に期待する取組

- 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- 被災者台帳を活用し、各種支援施策が受けられる人の漏れがないようにする。
- 県と連携し、総合相談窓口を開設するための準備(場所・人員確保等)を行う。
- 生活再建に関する広範囲な相談について、同一の場所で受け付け、必要な情報を総合的かつ一元的に提供する総合窓口を設置する。
- 市町村が発行する「臨時広報」を県の相談窓口へ情報共有し、周知機会の拡大を図る。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 相談所では、市町村が実施する施策だけではなく、県や国、関係機関が実施する施策に関する相談も数多く発生するため、県、国等との連携方法等をあらかじめ検討しておく。(監察)

事業者等に期待する取組

- 士業ネットワーク等は、大規模災害発生時における安否確認や人員確保等、相談業務に対応できる体制を検討する。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 士業ネットワーク等は、県及び市町村と連携し、総合相談窓口以外の相談・各種申請受付体制をあらかじめ検討しておく。(監察)
- 士業ネットワーク等は、先進地等の災害ケースマネジメントの取組について情報収集するとともに、災害ケースマネジメントの導入を検討している自治体に対して、平時から協力しておく。(危機、保福、県土、監察)

その他（特記事項、留意点）**(ア) 各種相談・申請の受付**

- 各種支援施策の実施に当たって、支援施策所管部局では、その制度利用条件や手続きを明確にする。その際、手続きの簡素化、記載事項等の簡素化を図ることが被災者・行政等の双方にとって重要である。
- 各種申請の受付に当たっては、被災者等が申請しやすいよう、受付の方法、場所、期間、関連する相談対応について、支援施策所管部局間で調整を行う。
- 被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理する。
- 相談や申請の受付に当たっては、災害時といえどもプライバシーへの配慮が重要であり、情報管理はもとより、相談場所における配慮も必要である。
- 被災者の相談に統一的に対応するため、関係機関や国、市町村と協議し、相談・指導内容について協議を行う。

(イ) 被災者支援策への反映

- 被災者からの相談内容を支援施策所管部局と情報共有し、被災者への総合的な支援実施の参考とする。

(ウ) アウトリーチでの相談の検討

- 時間経過に伴い、特に自立した生活を取り戻すことが難しい被災者は、心身の健康、コミュニティの再構築、生計、生き甲斐など、直面する問題が個別化・多様化し、深刻化する。そうした被災者に対しては、単なる相談窓口の開設では限界があることから、市町村は、社会福祉協議会等と協力し、巡回相談、相談員の派遣など、アウトリーチでの相談対応を検討する。

関連する法令，計画，資料等

○被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）

(4) 金融・財政面の措置 ア 金融・財政面の緊急措置

【3-2-(4)-ア】

趣旨・概要

- 市町村及び関係団体と連携し、既存金融制度による融資、既存制度の拡充と特別融資制度の創設を検討するとともに、各金融機関に対する円滑な融資及び既貸付金の条件緩和などを要請する。
- 市町村及び関係団体と連携し、被害状況の把握を通じ、早期に被害額を推計する。被害額を参考に緊急融資等の需要を踏まえ、それを賄うために必要な金融面の措置を検討する。
- 地域の応急復旧や生活再建支援など早急に行うべき事業の予算化を図る。その後の通常の予算においても、適切に対応していく。
- あらかじめ市町村、関係団体及び金融機関並びに財務・会計関連システム運営事業者と連携を図り、災害時の緊急処置に対応できる体制を構築する。

実施時期

被災後3日～被災後10年

関係部局

経営戦略部、商工労働観光部、農林水産部、出納局

項目・手順等

(ア) 緊急の金融措置（経戦、商工、農林）

- 市町村及び関係団体と連携し、被害を受けた農林漁業者、中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、必要に応じて、次のような金融支援対策を実施する。
 - a 既存制度の拡充と特別融資制度の創設
 - 既存融資制度の拡充又は特別融資制度の創設を検討するとともに、これに伴う関係金融機関への預託等の措置を行う。
 - 信用力・担保力が不足した事業者への金融の円滑化を図るため、特別保証制度の創設を検討する。
 - b 各金融機関に対する円滑な融資の要請
 - 被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請する。
 - c 既貸付金の条件緩和
 - 被害を受けた事業者に対する県制度による既貸付金について、法令規則等の範囲において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を検討するとともに、関係金融機関に対し指導を行う。
 - 被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、被害を受けた事業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

【準備する事前復興】

- 発災時に必要となる支援策を事前にリストアップしておく。(経戦)
- 市町村、関係団体及び金融機関と連携し、多岐にわたる被災者支援資金や、各種支援制度の効率的な申請・受付体制をあらかじめ構築しておく。(経戦， 商工)

(イ) 財政需要見込額の算定 (経戦)

- 市町村及び関係団体と連携し、被害を受けた中小企業等の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業等の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握する。
- 県及び市町村の各部局等は、被災状況調査結果を基に各種復旧・復興事業などの財政需要見込額を算定する。
- 財政担当課は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握する。

【準備する事前復興】

- 各種財政需要ごとに担当部局を明確にし、予算編成の資料として取りまとめる手順をあらかじめ定めておく。(経戦)

(ウ) 行財政計画の検討 (経戦， 出納)

- 財政担当課は、各種災害復旧事業制度、地方債制度、地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。
- 財政担当課は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付、起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を検討する。
- 災害復旧事業担当課は、国からの助成を確保するため、各種災害復旧事業制度等に基づき必要な措置を講ずる。
- 財政担当課及び会計担当課は、災害対策に係る資金計画において、一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務事務所、郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する。

【準備する事前復興】

- 官民連携による「大規模災害時資金安定供給連携協議会」において、あらかじめ災害時の相談に24時間対応する「AI資金コンシェルジュ」を整備するほか、資金を円滑かつ安定的に供給できる体制を構築しておく。(出納)

【実践する事前復興】

- 資金安定供給体制が災害時に正常に機能するよう、協議会が主体となって、関係機関が連携した訓練をあらかじめ定期的実施しておく。(出納)

(エ) 予算編成 (経戦)**a 予算編成の基本方針作成**

- 発災後は本予算、補正予算をあわせて数次の予算編成が必要になる。このため、一連の予算編成について基本的な方針を策定することが、効果的な施策の実施に重要となる。基本方針は次の項目を踏まえたものとする。

- ・当該年度の補正予算編成の考え方
 - ・次年度の予算編成の考え方
- 緊急度が高い復旧・復興対策を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と、執行を当面凍結すべき事業を早急に抽出し、予算の執行方針を策定することが重要であり、その旨を計画に盛り込む。

b 予算編成の実施

- 発災から概ね1週間までに応急活動費用への予算措置を行う。

【準備する事前復興】

- 発災時に執行を自動的に停止・凍結する事業を事前にリストアップしておく。(経戦)

市町村に期待する取組

- 県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。
- 各種災害復旧事業制度及び地方財政制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 発災時に必要となる金融・財政面の緊急措置に係る役割分担をあらかじめ明確にしておく。(経戦)

事業者等に期待する取組

- 金融機関等は、被害状況を把握するとともに、事業再開に向けた資金計画を作成する。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 災害時の運営体制を確立するため、財務・会計関連システム運営事業者は、平時からシステムやデータの重層的なバックアップを実施しておく。(出納)
- 指定金融機関等は、「大規模災害等における資金の安定供給に関する協定書」の実効性を確保するため、平時から資金供給体制を確立しておく。(出納)

【実践する事前復興】

- 財務・会計関連システム運営事業者は、あらかじめ障害発生時のシステム復旧の運用手順を取り決め、システム切り替え訓練などを実施しておく。(出納)

関連する法令、計画、資料等

- 地方交付税法
- 地方財政法
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）

(4) 金融・財政面の措置 イ 復興財源の確保

【3-2-(4)-1】

趣旨・概要

- 大規模な災害が発生した場合には、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項にしたがって迅速に調査して国に報告し、激甚災害の指定が受けられるように努め、復旧・復興事業にかかる財政援助措置が受けられるようにする。
- 復興事業を推進するために、既存の国の補助事業・特例等を有効に活用していく。

実施時期

被災後3日～被災後10年

関係部局

政策創造部，経営戦略部，保健福祉部，県土整備部，教育委員会

項目・手順等

(ア) 補助事業，特例等の有効活用（政創，経戦，保福，県土，教育）

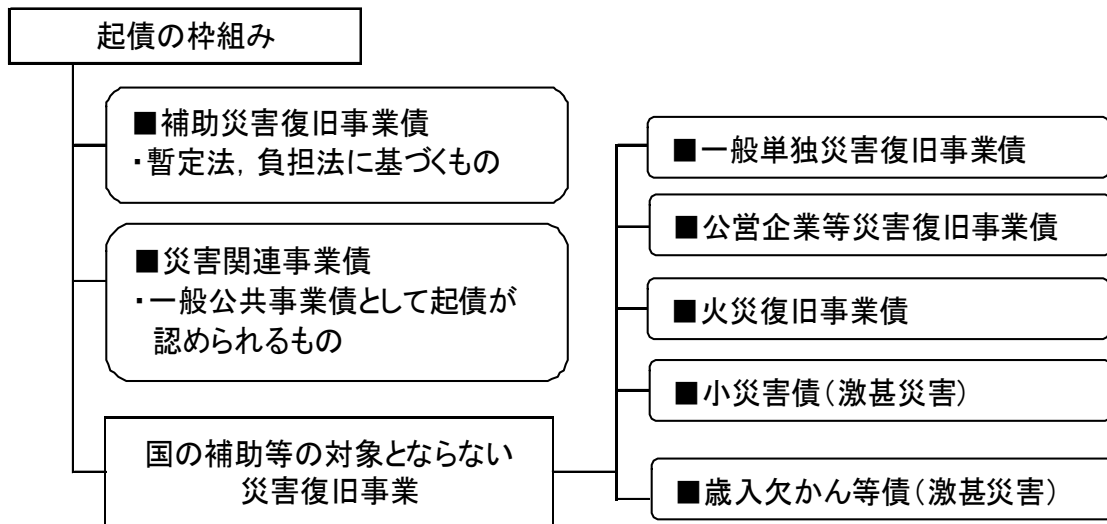
- 復興事業を推進する場合には、適用可能な法制度に基づく事業の適用や補助金の活用等を図る。
- 特に、激甚法の適用は、財政上重要となる。指定を受ける場合は、被災概要を内閣府に報告して指定を要請するとともに、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業の関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他必要事項について調査結果を提出する。
- 激甚法に基づく激甚災害の指定を受けることにより、次に示すような事業において財政援助、財政措置を受けることができる。
 - ・公共土木施設の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
 - ・公立学校の施設の災害復旧事業（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
 - ・公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業（公営住宅法）
 - ・保護施設の災害復旧事業（生活保護法）
 - ・児童福祉施設の災害復旧事業（児童福祉法）
 - ・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業（老人福祉法）
 - ・身体障がい者更正援護施設の災害復旧事業（身体障害者福祉法）
 - ・知的障がい者更正援護施設又は知的障がい者授産施設の災害復旧事業（知的障害者福祉法）
 - ・婦人保護施設の災害復旧事業（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
 - ・感染症予防事業（激甚法）
 - ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（地方財政法） など

【準備する事前復興】

- 被災後効果的に国の補助事業・特例を活用するため、活用可能な補助事業や特例の特性をあらかじめ十分把握しておく。（経戦）

(イ) 起債（政創，経戦）

- 災害対策債，歳入欠かん債等を発行し，復興財源の確保を図る。その際，健全な財政を維持することについても配慮することが必要である。
- 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入としては，次の措置が取られる。
 - ・補助災害復旧事業債：元利償還金の95.0%
 - ・単独災害復旧事業債：元利償還金の47.5～85.5%
- 激甚災害の指定により，小災害債，歳入欠かん等債の発行が可能となる。



起債の枠組み

(ウ) 特別交付税（政創，経戦）

- 災害に際しては，地方税をはじめとする各種収入の減少，職員の超過勤務等，県及び市町村においては各種の財政負担が生じる。
- それらを個々に算出することが難しいことから，「特別交付税に関する省令」は，災害に係る配分項目として次のような項目を基準として算出した額が特別交付税として措置されることになっている。

災害に関する特別交付税の概要

区分	算定基礎・数値	算入率
現年災A	○国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事業費の合算額	県分：1.5% 市町村分：2.0%
現年災B	○罹災世帯数、全壊・半壊家屋数、浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数、障がい者数	据置単価
現年災C	○現年A：0.5＋現年B：0.2	－
大火災	○焼失住宅の世帯数	据置単価
公共施設災害	○市町村有の施設の火災の焼失面積（小・中・高等学校、大学、庁舎、その他）	据置率
渇水対策	○次の経費の合算額 ・一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業に繰入れた額×0.5 ・井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.5 ・広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.8	－
干害・冷害・ひょう害等	農作物被害額	据置率
営農資金利子補給	○天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する地方負担額	80%
災害特例債	○災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債（歳入欠かん債等）の元利償還金	57%
連年災	○連年災害のための補助災害復旧事業等に要する地方負担額	据置率
公営企業災害復旧	○次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院、上水道、簡易水道事業 イ 激甚災害被災市町村の上水道（アを除く）	50%

（エ） その他の財源確保（政創、経戦）

a （財）全国市町村振興協会の低金利融資

○財団法人全国市町村振興協会は、市町村の災害対策事業やまちづくり事業などへの低金利融資を実施している。

b 宝くじ、公営競技による財源の確保

○震災復興支援を目的とした「復興宝くじ」の発売や、競輪、競艇の各公営競技において、復興支援レース等を開催し、その収益金を復興財源とする。

【準備する事前復興】

○国の支援を要望すべきことが予想される特例措置について、関係部局は、あらかじめ検討しておく。（政創、経戦）

市町村に期待する取組

- 被災市町村は、復旧・復興事業の実施に必要な経費を調査し、必要となる財政需要見込額を把握する。
- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 被災後効果的に国の補助事業・特例を活用するため、活用可能な補助事業や特例の特性をあらかじめ十分把握しておく。(政創)

【実践する事前復興】

- 事前復興の取組を効果的に推進するため、あらかじめ有利な財政措置のある起債事業を当該事業期間内に有効的に活用しておく。(政創)
- 復興財源を確保するため、事前に特定目的基金を設置、積増しするとともに、計画的に事前復興の取組を推進しておく。(政創)

事業者等に期待する取組

- 上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他（特記事項、留意点）

- 復興財源の確保に関して、激甚災害の指定以外にも次に示すような財政措置、特例措置が有効である。各部局が必要とする要望事項を取りまとめ、国に提出する。要望に当たっては、市町村の要望も反映させる。
 - ・復興基金造成、起債許可及び出資金への利子補給
 - ・国庫補助金の特例措置の実施
 - ・特別交付税算定方法に関する特例措置の実施

■参考：過去の災害における復興基金

○災害からの復興において、既存の復興施策を補完し、被災者の救済及び自立支援のために、また、被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるために復興基金が設立された。

○復興基金の設立に当たっては、その目的・活用方法等を明確に定めるとともに、当該基金を活用し、機動的かつ弾力的な施策を実行していくことが重要である。

○過去設立された復興基金の事例

- ・平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火：雲仙岳災害対策基金
- ・平成 5 年 北海道南西沖地震：奥尻町災害復興基金 等
- ・平成 7 年 阪神・淡路大震災：阪神・淡路大震災復興基金
- ・平成 16 年 新潟県中越地震：新潟県中越大震災復興基金
- ・平成 19 年 能登半島地震：能登半島沖地震復興基金
- ・平成 23 年 東日本大震災：東日本大震災復興基金 等
- ・平成 28 年 熊本地震：熊本地震復興基金
- ・平成 30 年 7月豪雨：ひろしま復興支援基金、ももたろう基金

関連する法令、計画、資料等

- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 生活保護法

- 児童福祉法
- 老人福祉法
- 身体障害者福祉法
- 知的障害者福祉法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 地方財政法
- 地方交付税法

